

「各部の運営方針と目標」の達成状況

平成 19 年度

- 1 企 画 部
- 2 総 務 部
- 3 市 民 部
- 4 生活環境部
- 5 健康福祉部
- 6 都市整備部
- 7 水 道 部
- 8 教育委員会

「各部の運営方針と目標」は、部の使命・目標に関する認識、職員数、予算規模等の部の経営資源、部の実施方針及び個別事業の目標等で構成されています。本章では、平成 19 年度の「各部の運営方針と目標」の達成状況として、個別事業とその目標の実績について掲載しています。

企画部の 「運営方針と目標」の達成状況

企画部長 城所 吉次
企画部調整担当部長兼ファシリティ・マネジメント担当部長 河野 康之
企画部ユビキタス・コミュニティ推進担当部長 後藤 省二

企画経営室

財政課

秘書広報課

情報推進室

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 市民のニーズや社会の変化に対応した計画等の策定により、市のビジョンや運営方針を市民に明らかにするとともに、効率的な市政運営と健全な財政運営を目指した自治体経営の確立を図ります。
- 開かれた行政を目指して市政情報の積極的な提供を行い、市民ニーズや市の実勢に関する調査と情報提供を通して市内の効果的な政策形成への支援を図ります。
- ユビキタス・コミュニティの推進に取り組むとともに、市内情報の適切なマネジメントを確立します。

各課の役割

企画部は、企画経営室、財政課、秘書広報課及び情報推進室の4課で構成され、基本構想・第3次基本計画(改定)に掲げる理念を実現するためのスタッフ部門として機能するため、①政策立案、②財政(予算・決算)、③行政評価、④行政改革、⑤行政事務の情報化、地域情報政策、⑥秘書・広報、⑦男女平等参画・平和・国際化施策、⑧統計調査、⑨全体調整を推進する役割を担っています。

また、個別計画の策定や財政、情報施策、広報などを各部で実施する際の支援業務も行っています。

2 部の経営資源(平成19年4月1日現在)

職員数

■職員数

企画部職員 41 人

■職員比率(正規職員)

企画部 41 人 / 市職員 1,049 人

→ 職員比率 約 3.9%

予算規模

■予算規模

平成19年度企画部予算額

一般会計 10,814,782,000 円

そのうち特別会計への繰出金、起債の償還費及び予備費を除く事業費

一般会計 1,238,945,000 円

実施方針

●計画中期において市が取り組む戦略課題の推進と改定

第3次基本計画(改定)及び行財政改革アクションプラン 2010 等に基づき、計画期間の中期において、市が戦略的・重点的に取り組むこととした政策課題の推進を図ります。また、第3次基本計画(改定)については、第2次改定を行います。

●自治基本条例の定着と自治の推進

自治基本条例の普及・啓発に取り組むとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度の一層の定着を図り、同条例に基づき自治の推進を図ります。

●地方分権の推進と創造的自治体経営の確立

「三位一体の改革」による税財政制度を中心とした政府間関係の改革において、税源移譲等による財政基盤の確立を基礎とした地方分権の推進が図られるよう積極的な取り組みを行うとともに、行政評価を始めとしたマネジメント・システムの改革を図り、創造的な自治体経営の確立に向けた取り組みを進めます。

●ファシリティ・マネジメントの推進

都市として大きな「更新」の時期を迎えつつあ

る三鷹市において、環境保全や経済性に配慮した都市構造・都市空間の修復と更新を行う「都市の再生・リノベーション」のあり方の検討を行います。また、公共施設の計画的な保全・活用や再配置等も視野に入れた、「ファシリティ・マネジメント」の確立に向けた取り組みを進めます。

●三鷹ネットワーク大学事業を核とした民学産公の協働によるまちづくりの推進

指定管理者であるNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との連携の中から、教育・研究機関や賛助会員、市民・NPO等との協働により、まちづくりに関する新しい課題について、「教育・学習機能」「研究・開発機能」「窓口・ネットワーク機能」の充実に努めます。

●ユビキタス・コミュニティ推進基本方針に基づく取り組みの展開

情報通信技術を活用し、市民がくらしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会の実現を目指した「ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」を策定し、その展開を図ります。

また、統合型地理情報システム(GIS)の開発・導入及び財務会計システムの再構築を行います。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

**1 第3次基本計画の第2次改定
(企画経営室)「施政方針」掲載事業**

平成 18 年度に実施した基礎調査の結果や計画の達成状況等を踏まえ、施策・事業の見直しと新たな政策課題への取り組みを盛り込むとともに

に、厳しい財政状況に対応した財政フレームの再構築を行います。また改定作業に際しては、無作為抽出による市民討議会(まちづくりディスカッション)の開催や進捗状況の各段階でのまちづくり懇談会の実施、広報特集号による意見募集を行うなど、幅広い市民参加の手法を取り入

れます。

(目標指標:市民参加・学識参加・職員参加への積極的な取り組みにより第3次基本計画の第2次改定計画を策定します。)

達成状況

自治基本条例施行後初めての基本計画改定を行いました。改定にあたり、骨格案の広報特集号に貼付したアンケートはがきや、骨格案・素案の各段階でのパブリックコメント、まちづくり懇談会等の実施により多くのご意見をいただきました。あわせて各種市民会議、審議会等においても計画改定に関する意見聴取を行ったほか、無作為抽出の市民による「計画改定に向けたまちづくりディスカッション」を、公募市民を含めた実行委員会形式で開催する等、多層的、多元的な市民参加の機会を設け、積極的な市民意見の反映に努めました。

2 公共施設の保全・活用に向けた取り組み(企画経営室)「施政方針」掲載事業

公共施設の保全・活用に向けて、用地の利活用及び施設の再配置等も視野に入れた「ファシリティ・マネジメントの推進に関する方針」について、平成18年度に引き続き策定に取り組みます。あわせて公共施設の耐震・劣化調査を行うとともに、第3次基本計画の第2次改定と連動した取り組みを進めます。

(目標指標:「ファシリティ・マネジメントの推進に関する方針」について、平成18年度に引き続き策定に取り組みます。)

達成状況

庁内の検討チームの報告を踏まえて、市の方針として「三鷹市におけるファシリティ・マネジメントの基本的方向」を策定しました。また全庁的な組織として10月に「三鷹市都市再生推進本部」を設置するとともに、「基本的方向」に基づき、都市整備部に公共施設課を設置するなどの組織改正を行いました。合わせて防災拠点施設を中

心に公共施設の耐震・劣化診断調査を行いました。さらに平成18年度の調査結果を踏まえ、中央保育園・母子生活支援施設については建替えの方針を定め、保護者説明会の開催や補正予算の計上による設計等の契約を行いました。

3 三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進基本方針の策定と同方針に基づく事業の推進(情報推進室)「施政方針」掲載事業

情報通信技術(ICT)を活用し、市民がくらしの豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会の実現を目指した「ユビキタス・コミュニティ推進基本方針」を策定し、その展開を図ります。

その具体化として、推進体制の整備を図り、GPS携帯を利用した「親子安心システム」、地域社会の活性化と促進に向けた「ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス(SNS)」などの運用を開始します。

(目標指標:方針を策定し、推進体制の整備を図り、「親子安心システム」等のサービス提供を開始します。)

達成状況

三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進基本方針を5月に策定しました。これに基づき、ユビキタス・コミュニティ推進本部、同協議会、同有識者会議を設置し、民学産公の協働が実現できる体制を整えました。また、庁内の職員をメンバーとした推進チームを設置し、事業推進に関する検討を行いました。個別事業では、学童保育所の児童を対象とした「親子安心システム」、ネット上のコミュニケーションツールである「みたか地域SNS」準備会の設置とシステムの稼働、ナレッジネットワーク(みたかWiki・みたか教えてネット)の構築を行いました。さらに、図書館本館、三鷹産業プラザ、三鷹ネットワーク大学にユビキタス環境整備の一環として無線LANを設置しました。

平成20年度は引き続き「親子安心システム」のモニターによるモデル事業を継続し、地域SNS、

ナレッジネットワーク、無線LANの運用などを行うとともに、協働コールセンターの構築、e-ご案内システムの検討などを行います。

4 「三鷹子ども憲章(仮称)」の制定 (企画経営室)「施政方針」掲載事業

子どもたちの健やかな成長を図るための市の基本的な考え方を定め、広く市民に周知・啓発し、未来を担う子どもたちが健やかに育つまち、子どもを育む力のある地域づくりを目標とする「三鷹子ども憲章(仮称)」を制定します。市立小・中学校の代表者による「みたか子どもサミット」の開催や広報・ホームページを通して、子どもたちの意見を憲章に反映させます。また、子どもに関係する団体等の関係者や助言者から意見を聞くとともに、パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を募集します。

(目標指標:子どもの意見や、子どもに関する団体からの意見を聞くなど、協働の取り組みにより「三鷹子ども憲章(仮称)」を制定します。)

達成状況

子どもからの意見を憲章に取り入れるため、5～6月に「みたか子どもサミット」を開催しました。「大人に大切にしてほしいこと」「子ども自身が大切にしなければならないこと」について子どもたちから多くの意見が出されました。その後、プロジェクト・チーム内での検討や助言者会議での意見等を踏まえ、三鷹子ども憲章(素案)を作成しました。憲章(素案)作成後はパブリックコメントを実施したほか、児童・生徒たちに意見を求める「学校パブリックコメント」を実施する等、幅広い意見聴取に努めました。

5 国立天文台の地域開放などの活用方策の検討(企画経営室) 「施政方針」掲載事業

平成18年12月に三鷹市と天文台の間で締結した「国立天文台敷地の地域開放の全体計

画策定に関する覚書」に基づき、自然環境に配慮した地域開放や1号宿舍の保存・活用について検討を進め、報告書をまとめます。

(目標指標:地域開放のあり方や1号宿舍の保存・活用についての調査・検討の結果を報告書としてまとめます。)

達成状況

覚書に基づき、国立天文台と協働で調査・研究に取り組み、地域開放においては、常時公開する見学コースを2倍程度に拡大したほか、1号宿舍については、星と森と絵本の家(仮称)としての活用及び平成20年度の整備に向けた準備を進めました。また、検討経過、達成状況及び今後の課題についての中間的な集約として、「国立天文台敷地の地域開放に関する基本方針【中間とりまとめ】」を策定しました。

6 自治基本条例の定着と自治の推進 (企画経営室)「施政方針」掲載事業

自治基本条例の普及・啓発を図るとともに、パブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度の一層の定着を図り、同条例に基づき自治の推進を図ります。

(目標指標:自治基本条例の普及・啓発を図り、自治の推進を図ります。)

達成状況

広報みたか4月1日号及びホームページでは施行1周年の特集記事を掲載しました。複数の写真等を掲載するなど、わかり易さに配慮し、市民・庁内への一層の浸透を図りました。

同条例に基づくパブリックコメント制度や市民会議・審議会等の会議の公開の制度などについても円滑な運用を行いました。

7 行財政改革アクションプラン2010の推進 (企画経営室)「施政方針」掲載事業

平成17年3月に策定された行財政改革アクシ

コンプラン 2010 に掲げる課題を着実に実行し、「創造的な自治体経営」を目指して、バランスの取れたハイクオリティな自治体の構築に取り組みます。そのため、最重点課題を中心に、各課題に応じたプロジェクト・チームの設置等推進体制を整備するとともに、各課題の実施方法の検討・進捗状況の把握や、新たな行政課題への対応、効率的な執行体制の確立に向け、組織改正の検討などを行います。

(目標指標:最重点課題を中心に、推進体制の整備、各課題の実施方法の検討、進捗状況の把握を行い、計画の推進を図ります。また、新たな行政課題への対応、効率的な執行体制の確立に向け、組織改正の検討を行います。)

達成状況

最重点課題の1つである「市立保育園の保育の質の確保と効率的な運営」については、平成18年度末に廃園したこじか幼稚園の施設を活用し、親子ひろばを併設するこじか保育園を公設民営により平成20年4月に開園しました。個別課題については、関係課の協力を得ながら目標達成に向けた検討と取り組みを行うとともに、計画全体の進捗状況の把握に努めました。また、第3次基本計画(第2次改定)で新たに設定した「都市の更新・再生プロジェクト」に対応するため、平成20年4月から公共施設課を設置する等の組織改正を行いました。

なお、第3次基本計画(第2次改定)の改定方針に基づき、アクションプランに掲げた主要な財政指標や個別課題の一部についても、計画改定を踏まえて追加・見直しを行ったものとし、平成20年度以降はこれらの課題・目標の達成に向けた取り組みを進めていきます。

8 男女平等参画の推進(企画経営室)

男女平等参画条例、男女平等行動計画の普及と啓発に取り組みます。男女平等参画相談員制度の活用に向けたPRを行い、パネル展示や

みたか市民フォーラムなどを通じて、男女平等社会実現に向けた啓発活動を行います。

(目標指標:男女平等参画社会実現を目指し、男女平等参画条例、男女平等行動計画の普及・啓発を推進します。)

達成状況

男女平等参画審議会を4回開催し、第3次基本計画の第2次改定に対する意見を聞く場を設け、基本計画への意見反映を図りました。

また、啓発誌の発行や男女共同参画週間パネル展示、みたか市民フォーラムを三鷹市女性問題懇談会と共催する等、男女平等参画社会の実現に向けた啓発活動を行いました。

男女平等参画相談員については、2件の相談事案に対応しました。

9 三鷹ネットワーク大学事業の充実に向けた協働の推進(企画経営室)「施政方針」掲載事業

平成18年度に引き続き、指定管理者であるNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、事業の質・量の向上による充実に向けた取り組みを推進します。また、各機関の知的資源を最大限に引き出す努力を継続するとともに、平成19年度は「研究・開発」機能として、まちづくり総合研究所の設置に取り組むとともに関連事業を開始します。

(目標指標:90講座を実施し、受講者数延べ8,500人を目指します。また、「研究・開発」事業として、まちづくり総合研究所の設置に取り組むとともに関連事業を開始します。)

達成状況

「教育・学習」機能として、コミュニティ・カレッジ事業を中心に89講座466コマを実施し、受講申込者数は延べ7,139人となったほか、企業・自治体研修事業として実施した市職員向け研修は6講座44コマ、受講者数延べ556人、まちづくり総合研究所事業として行った市

職員向け研修では2講座2コマ、受講者数延べ59人で、これらの合計は97講座512コマ、受講者7,754人となりました(当初目標:90講座8,500人)。

「研究・開発」機能では、「民学産公」協働研究事業を4件実施したほか、ビジネスインキュベート事業として起業家向け講座を実施し、受講者から11人が起業・就労しました(市内の起業・就労は3人)。また、前記の研修のほか法政大学、内閣府と連携し、大学院政策科学研究科の「地域再生システム論」に、市若手職員の参加の機会を作るなど新たな取り組みを行いました。さらに、平成17、18年度に引き続き経済産業省受託事業として、キャリア教育支援に取り組み、小・中7校567人の児童・生徒がクリエイティブ・キャリア・プログラムに参加し、それぞれ16～39時間実施しました。

「窓口・ネットワーク」機能では、eラーニングのシステム整備を行ったほか、団塊世代を対象とした交流事業を市と連携して開催しました。

10 ホームページのリニューアル (秘書広報課)「施政方針」掲載事業

市民への生活情報の提供ツールとして、ホームページが重要な位置を占めていますが、現在の市のホームページは、平成15年7月のリニューアルから4年近くが経過しています。そのため、レイアウトや階層構造などを全般的に見直し、市民にとって使いやすいホームページに向けたリニューアルを行います。より一層のアクセシビリティの向上を図るため、平成19年度にリニューアルに向けた基本方針を確定し、平成20年度に改修を行います。

(目標指標:平成19年度にリニューアルに向けた基本方針を確定し、平成20年度に改修を行います。)

達成状況

平成20年度当初にリニューアル事業のプロポ

ーザルを実施するにあたり、サイトの構造やホームページの作成・管理をするための仕組み(コンテンツマネジメントシステム=CMS)の機能などについて、リニューアルに対する市の基本的な考え方を明確にした仕様書を作成するための基本方針を作成しました。

作成にあたっては、市民や職員を対象としたアンケートにより課題の抽出を行い、基本方針に反映させました。

11 統合型地理情報システムの導入 (情報推進室)「施政方針」掲載事業

市民サービスの向上や業務の効率化に向けた取り組みとして、市内の各部課で利用している地図情報を適切に管理、利用するための統合型地理情報システム(GIS)を段階的に導入します。

その初年度として、安全安心マップ、バリアフリーマップなどの市民への情報提供機能の開発と運用を開始します。また、次年度以降の運用に向けた取り組みとして、市内の検討作業チームを編成し、各部課がそれぞれ運用している地図情報の統合に向けた具体的な検討を行います。

(目標指標:市民への情報提供機能の開発と運用を開始します。)

達成状況

業者選定及び導入に向けたヒアリング作業等は概ねスケジュールどおり進みましたが、データ整備及びシステム開発に時間を要したため、市民向け情報提供の開始が当初予定より若干遅れました。平成19年度は、施設情報及び地域安全マップ(安全安心マップ)の提供を開始しました。

平成20年度以降、市民向けにバリアフリーガイド、防災マップ、浸水ハザードマップなどを提供するとともに、市内の地図情報の共有化を進めます。

総務部の 「運営方針と目標」の達成状況

総務部長 萩原 幸夫 総務部調整担当部長 高部 明夫
総務部理事 瀬下 江二

職 員 課
政 策 法 務 課
管 財 課
防 災 課
土 地 対 策 課
相 談 ・ 情 報 セ ン タ ー

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 自治体における政策形成に伴い必要となる政策法務機能の充実強化を図るとともに、各部課における政策形成とその実施について政策法務の視点からの支援と協力を強化します。
- 市民要望や社会状況の変化に対応するため、職員の適正な人事管理を図り、市政推進の原動力として積極果敢に改革に取り組む人財の確保と育成に努めます。
- 市の財産及び庁舎などの施設・設備について適切な管理を行います。
- 災害から市民の生命と財産を守るため、防災施設の整備とともに、地域や関係機関などとの連携・協力体制の整備により、災害に強いまちづくりを推進します。
- 良好な地域環境を計画的に整備するため、

公共事業の執行に不可欠な公共用地などの円滑な取得に取り組みます。

- 透明で公正な市政の確立のため、情報公開制度と個人情報保護制度を適切に運営するとともに、総合オンブズマン制度及び市民相談により市民の苦情や相談に的確に対応します。

各課の役割

総務部は、政策法務課、職員課、管財課、防災課、土地対策課、相談・情報センターの6課で構成され、効率的で開かれた自治体＝21世紀型自治体の実現に向けて、市役所内の人的、物的及び事務的な管理部門として、①条例、規則の制定改廃、②市議会との調整、③職員人事管理、人財育成及び労働安全衛生、④財産管理、⑤契約事務、⑥災害から市民を守るための防災対策、⑦公共用地取得、⑧市民相談、⑨情報公開など幅広い業務に取り組んでいます。

2 部の経営資源(平成19年4月1日現在)

職員数

■職員数

総務部職員 52人

■職員比率(正規職員)

総務部 52人 / 市職員 1,049人

→ 職員比率 約 5.0 %

予算規模

■予算規模

平成19年度総務部予算額

一般会計 14,277,072,000円

(人件費 10,113,627,000円含む。)

そのうち人件費を除く事業費予算額

一般会計 4,163,445,000円

実施方針

●政策法務能力の充実強化

各部課の職員と政策法務課の職員とが事務事業の企画立案の段階から共同研究を行うことにより、事務事業に対する政策法務の視点からの支援と協力を強化するとともに、基礎から応用までの文書実務演習及び法務演習の実践的演習を行うことにより、個々の職員の法務に関する知識と経験を深め、組織としての政策法務能力の充実強化を図ります。

●職員定数の見直し・適正配置と職員の健康管理への取り組み

事務事業の見直し、業務の委託化、職務分析に基づく嘱託員を配置したワークシェアリングを進め、継続的に職員定数の見直し・適正配置を行いながら、本市の将来を担う人財となる職員の採用を行い、組織力向上を図っていきます。また、嘱託員等の配置による正職員の超過勤務縮減に取り組むとともに、職員に対するメンタルヘルスの維持向上に努めます。

●人事任用制度の検証・改善と人財育成システムの構築

継続的に人事任用制度を検証・改善し、人事

考課結果等を職員に対する処遇に適正に反映することで、さらに職員のモチベーションを高め、人財育成の効果を高めます。また、人事任用制度と職員研修の連携をさらに図りながら、人財育成システムの構築を進めます。

●適正な入札の執行

電子調達制度を活用した電子入札を拡充し適正な入札を確保します。また、平成 17 年度に実施した入札制度改革について、平成 18 年度に引き続いて検証し、必要な見直しを行います。

●地域防災計画の改定

平成 12 年度に改定した地域防災計画を、平成 19 年度に修正された東京都地域防災計画及び平成 18 年5月に東京都防災会議が発表した多摩直下地震の被害想定などを考慮し、災害応急対策の整備及び防災力の強化を図るため、地域防災計画の見直しを行います。

●消防力の整備

地域防災の要としての活動が期待されている消防団の活動拠点である分団詰所の耐震化を行い、消防力の一層の強化を図ります。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 地域防災計画の改定(防災課)

<「施政方針」掲載事業>

阪神・淡路大震災等の教訓から平成 12 年度に改定した「三鷹市地域防災計画」は、6年が経過しています。新潟県中越地震、千葉県北西部地震の教訓、平成 18 年5月に東京都防災会議部会の発表した多摩直下地震の被害想定及び本年度策定された「東京都地域防災計画」の修

正版を参考にし、市の実情にあった防災力の強化を図った見直しを行い、改定します。

(目標指標:平成 19 年度に地域防災計画の見直しを行い、計画の改定及び防災マップ・都市型水害の洪水ハザードマップ(浸水予想区域図)を作成します。)

達成状況

三鷹市地域防災計画は、修正された都地域防災計画や、前計画以降の実災害などの教訓を踏まえ、市の実情に即した防災力強化を図る

内容としました。特に、都市型水害への対応では風水害編も新たに設け強化しました。計画策定の過程ではパブリックコメントを実施し、東京都との協議を経て改定しました。

また、防災マップの見直しと浸水ハザードマップを新規に一体として作成し、全戸配布を行いました。

2 消防団詰所の整備(防災課)

<「施政方針」掲載事業>

地域防災の活動拠点である消防団第十分団の詰所の耐震化を図り、火災、震災、水害等の発生時に迅速な出動態勢が取れるようにするとともに、地下に防火貯水槽を整備します。

(目標指標:平成 19 年度に用地を購入し、消防団第十分団詰所及び同敷地の地下に防火貯水槽を整備します。また、消防団詰所の耐震化率を 90%にします。)

達成状況

地域防災の活動拠点である消防団詰所のうち第十分団詰所の建替え工事及び地下の防火貯水槽の工事は、計画どおりに整備して耐震化を図りました。これで消防団詰所の耐震化率が 90%となりました。

3 各種審議会等委員の公募制等の拡大 (職員課)

三鷹市自治基本条例第 30 条に基づき、市民、学識者等の意見を市政に反映させるために設置する市民会議等について、設置目的等に応じた委員の公募の実施、委員の男女比の均衡等の具体的な基準を定めた「三鷹市市民会議、審議会等の設置及び委員の選任に関する基準」を周知徹底させます。

(目標指標:全庁的な調査を実施して実態を把握し、全庁的に基準の周知を行うとともに、機を捉えてきめ細かい指導を行います。公募枠設置比率 50%、女性比率 40%を目指します。)

達成状況

各種審議会等委員公募制等拡大のための「基準」を全庁に周知し、「基準」遵守の徹底を図るとともに、選任状況を調査して現状把握を行いました。

また、各種審議会等の所管部署に対し、委員の選任に先立ち、委員の選任状況を管理している総務部職員課への委員の兼任状況の確認の徹底を図り、基準の遵守確保に努めました。

平成 19 年度の取組により、平成 20 年度当初の公募枠設置比率は 48.4%、女性比率は 35.1%となりました(行政委員会等を除く。)

4 適正な入札の執行・電子調達制度の運用(管財課、情報推進室)

物品購入や委託等案件における電子入札を拡充し適正な入札を確保するとともに、事業者の利便性の向上を図ります。また、平成 17 年度に実施した入札制度改革について、平成 18 年度に引き続き入札の透明性、競争性、公正性等への効果を検証し、入札参加資格要件等について必要な見直しを行います。

(目標指標:物品購入や委託等案件における電子入札の本格導入(実施率 50%以上)を図ります。)

達成状況

4月から物品購入や委託等案件において電子入札を本格導入し、実施率 60.3%を達成しました。

入札制度については、平成 18 年1月に実施した入札制度改革の効果の検証と見直しを行い、平成 19 年 11 月から地域貢献度等に対する評価項目に、「災害時における支援等に関する協定を締結している者で活動の実績を有する者」への評価を追加し、協定に対する三鷹市の期待の大きさを示しながら、事業者への意識啓発を図ることとしました。

5 戦略的視点に立った職員定数の見直し・適正配置の実施(職員課)

行財政改革の推進に伴う職員採用の抑制と、今後の定年退職者数の推移から予想される職員構成を適正に保ち、これからの市政を担う人財を育成していくとともに、職員の新規採用の計画的実施による若年層の補強を図り、適正な年齢構成分布を持つ組織を構築し、組織力の向上とさらなる組織の活性化を推進します。

(目標指標:きめ細かなヒアリングにより適正な職員定数を設定し、組織力の維持向上に必要な新規職員の採用を行います。)

達成状況

適正な職員定数設定のため、定例の人事異動ヒアリングのほか、各職場での再任用職員の配置に関するヒアリングを実施し、職員定数の適正化に努めました。民間企業における採用者の大幅な増加傾向に対応するため、一般事務職の採用試験の実施時期を例年より早めて実施するとともに、建築技術職の経験者採用を実施して、組織に必要な人財を獲得し、組織力の向上や組織の活性化を図りました。また、平成20年度の職員採用試験に向けた説明会を実施し、受験者数の拡大に努めました。

6 人事任用制度の検証・改善(職員課)

職員の能力や業績を適正に評価し、それに見合う処遇を行う人事任用制度(人事考課制度、昇任昇格選考制度、職務給制度)を継続的に検証し、改善を行うことにより、職員のモチベーションの維持・向上を図ります。また、人事考課事務のシステム化に取り組み、人事考課結果を職員の処遇や人財育成に迅速に活用できるようにすることにより、制度の信頼性を高めます。

(目標指標:現行の人事任用制度の継続的な検証と改善を行うとともに、人事考課事務のシステム化に取り組みます。)

達成状況

より適正な人事考課を実施するため、人事考課要素の着眼点の表現の見直しを行うとともに、職員のモチベーションの維持・向上と有能な人財の登用による組織の活性化を図るため、昇任・昇格選考の受験資格の見直しを行いました。また、人事考課事務を全面的にシステム化して事務を効率化するとともに、人事考課結果を職員の処遇や人財育成に円滑・迅速に活用できるよう改善しました。

7 災害用備蓄倉庫及び生活必需物資の配備(防災課)<「施政方針」掲載事業>

災害対策事業の一環として、災害時に避難者等に対し迅速な生活必需物資の供給を行うため、防災拠点である小学校やコミュニティ・センターに災害用備蓄倉庫を設置し、また、三鷹駅南口西側地区協同ビル建設に伴う建物の防災倉庫とともに生活必需物資を購入して配備します。

(目標指標:平成19年度に、井口小学校と大沢コミュニティ・センターの2か所に災害用備蓄倉庫を設置、三鷹駅南口西側地区協同ビル建設に伴う建物の防災倉庫も含めた3か所へ備蓄用生活必需物資を購入して配備します。)

達成状況

井口小学校と大沢コミュニティ・センターの2か所に計画どおり災害用備蓄倉庫を設置し、また、三鷹駅南口西側地区協同ビルに加え、けやきの杜児童遊園に備蓄用防災倉庫の寄贈を受け、生活必需物資を配備することにより、防災力の強化を図りました。

8 職務分析による時間外勤務の縮減

(職員課)

職務分析の事前調査に基づき、業務の効率化を見込むことができる部署を対象に嘱託員を配置することにより、事務の効率化と職員の業務負担の軽減による心身の健康保持を図るととも

に、業務改善及び改革意識の発揚を促し、目標管理に基づく自主的な進行管理を実施します。また、これにより、ワークシェアリングによる雇用創出と時間外勤務の縮減を図ります。

(目標指標:ワークシェアリングにより職員の業務負担を軽減するとともに、時間外勤務の縮減によるさらなる経費節減を達成します。)

達成状況

6部9課を対象として10人の嘱託員を配置し、事務の効率化とワークシェアリングを図りました。同時に、職務分析の手法から得た時間外勤務時間の管理のノウハウを提示しながら、全部課に対し時間外勤務の縮減の取り組みのヒアリングと検証・推進を行いました。これらにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務改善・改革意識を高めました。また、市全体での時間外勤務の合計時間数は、前年度比約 4,000 時間縮減しました。

市民部の 「運営方針と目標」の達成状況

市民部長 川嶋 直久 市民部調整担当部長 大石田 久宗

市 民 課

市 民 税 課

資 産 税 課

納 税 課

保 険 課

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 効率的で開かれた21世紀型自治体の構築を目指す中で、窓口サービスを中心とした市民満足度の向上に向け、より質の高い市民サービスを提供します。
- 効率的な自治体経営の実現の基盤となる財政の健全性維持のため、市の財源の根幹である市税等の確保に努めます。

各課の役割

- 市民部は、市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課の5課で構成され、各種届出、証明等市民サービスの提供と自治体経営の基盤となる財源の確保を行うため、①4か所の市政窓口を含めた各窓口での市民サービスの提供、②市民税、固定資産税等市税の課税業務、③市税の収納業務、④国民健康保険・老人医療業務を行っています。

2 部の経営資源(平成19年4月1日現在)

職員数

■職員数

市民部職員 130 人

■職員比率(正規職員)

市民部 130 人 / 市職員 1,049 人

→ 職員比率 約 12.4%

予算規模

予算規模

平成19年度市民部予算額

一般会計 852,213,000 円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 507,578,000 円

国民健康保険事業特別会計

15,732,990,000 円

老人医療特別会計

12,153,263,000 円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

- 窓口サービス等に対する市民満足度の向上に向けた取り組みをさらに推進します。
- 市の財源の根幹をなす市税収入の把握と確保を図ります。
- 国民健康保険財政の健全化と収納率の向上を図ります。

- 後期高齢者医療制度の円滑な開始に向けて準備を進めます。
- 市税等の納付機会の拡大を図るため、コンビニ収納の拡大を図るとともに、ATM等で納付が可能となるマルチペイメントネットワークの利用に向けて準備を進めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 市税収入の把握と確保

(市民税課、資産税課、納税課)

市財政の健全性を維持するため、市歳入の根幹である市税収入を的確に把握するとともに、収納率の向上を図り、市税収入の確保に努めます。

(目標指標:市税収入の把握について精度を高めるとともに、市税収入の確保に努め、予算達成率 100%を目標とします。また、現年課税分の市税収納率については、98.5%を目指します。)

* 予算達成率 = (決算収入額 ÷ 予算現額) × 100

* 収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

達成状況

予算達成率は、100.1%(前年度 100.8%)で、市税収入額が予算額を上回り、予算額を確保できました。主な要因は、法人市民税の収入額が予算額を大きく下回ったものの、他の税目の収入額が予算額を上回ったことによります。

また、収納率については、税源移譲に伴う影響から収納率の低下が懸念される中、休日・夜間の納税相談窓口の拡充、民間委託による電話催告の実施などの対策を講じ、現年課税分で

98.1%(前年度 98.5%)となりました。引き続き、収納率の向上に努めます。

2 国民健康保険財政の健全化と収納率の向上(保険課)

国民健康保険の健全運営を目指し、収納率の向上と保健事業を充実し医療費の適正な支出を図ることにより、一般会計からの繰入金削減に努めます。

(目標指標:現年課税分の国民健康保険税収納率については、92.0%を目標とします。)

* 収納率 = (収入額 ÷ 課税額) × 100

達成状況

国民健康保険税の賦課方式を変更した年度でしたが、現年分納付催告の早期着手と不現住調査の徹底及び財産調査などを通じ、滞納者との接触の機会を多く持つことにより、目標の収納率を上回ることができました。(現年課税分 93.0%)

国保財政の健全化のため、引き続き一般会計からの繰入金縮小と収納率向上に努めます。

3 市税等の納付機会の拡大(市民税課・資産税課・納税課・保険課)

「施政方針」掲載事業

納税者がより納付しやすい環境を整えるため、コンビニエンスストアで市税等が納付できる税目を拡充するとともに、マルチペイメントネットワーク(MPN)収納サービスを開始し、納付できる場所及び納付できる時間帯を拡げ、納税者の利便性の向上と収納率の向上を目指します。

(目標指標:平成19年度から「個人市民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税」のコンビニ収納を実施し、平成20年度から「個人市民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税」のMPN収納サービスを実施することを目指します。)

達成状況

当初計画どおり、コンビニ収納を拡充し、より身近な店舗で土日や夕方以後にも利用できるようになり、納税者の利便性が向上しました。平成20年3月末現在で窓口での納付に占めるコンビニ窓口を利用する割合は約3割となっています。

また、平成20年1月から試行的にMPN収納を開始し、平成20年度からの本格実施に向け、課題整理を行いました。

4 特定健康診査等実施計画の策定(保険課)「施政方針」掲載事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成20年度から保険者に特定健康診査・特定保健指導が義務付けられました。これらの事業を推進するため「特定健康診査等実施計画」の策定を実施するものです。平成20年度から平成24年度までの5か年計画で、その後5年ごとに見直しを図ります。本計画の中では被保険者の①特定健康診査の実施率②特定保健指導の

実施率③内臓脂肪症候群の該当者、予備軍の減少率の目標値を設定します。

(目標指標:平成20年4月実施に向けて万全な準備、体制を図ります。)

達成状況

市民の理解と協力を得られる「特定健康診査等実施計画」を策定すべく、19年8月に19名による市民会議を設置し、5回の議論の末、19年末に素案を策定し、三鷹市国民健康保険運営協議会への諮問・答申及びパブリックコメントの実施、そして3月の定例市議会の承認を得て、3月末「特定健康診査等実施計画」を策定しました。

また、20年1月より臨時組織として保険課内に「特定健診係」を設置し、準備事務に当たりました。

5 窓口サービスの拡充(市民課)

本庁市民課では現在、総合窓口体制のもとに事務の機能形態(届出・証明、戸籍記録、庶務・年金等)により組織編成されていますが、新基幹系システム及び戸籍情報システムを活用し、証明発行の総合化を進め、「総合窓口」としての機能をさらに充実させます。さらに、窓口の設備改善を図ることにより、より快適でスムーズな窓口対応ができる環境整備を行うとともに、引き続き職員の接遇の向上を図ることで、市民満足度の向上を目指します。あわせて市民満足度の検証を行うため、市民満足度調査を実施します。

(目標指標:職員の対応に関する満足度については、91%台を目指します。)

達成状況

新基幹系システム及び戸籍情報システムを活用し、総合窓口としての機能を充実させる中で、窓口待合いスペースに呼出し用番号案内表示機とテレビを設置することにより、スムーズな窓口対応ができるよう環境整備を行いました。

また、市民サービスの向上を図るため、2月に市民課の全職員を対象にした接遇研修の他に、適宜、新入・新任職員を対象に接遇研修を実施しました。市民満足度については、調査の結果、89.8%で昨年とほぼ同水準を維持しました。

6 後期高齢者医療制度の創設に向けた準備(保険課)「施政方針」掲載事業

平成20年度より75歳以上の高齢者を対象とした新たな「後期高齢者医療制度」が始まります。この制度の運営主体として、平成19年3月1日に「東京都後期高齢者医療広域連合」が設立されました。市では、平成20年4月からの市事務事業(保険料徴収・窓口業務)の円滑な運営に資するよう、①システムの開発、②個人情報保護委員会の承認、③保険料徴収等に係わる市条例の制定、④実務の試行等広域連合及び他団体と連携し、適切な対応を図るとともに、市民に制度改正を分かりやすく広報します。

(目標指標:平成20年4月運用開始のための万全な準備を図ります。)

達成状況

システム開発、個人情報保護委員会への報告及び市条例の制定は予定通り実施できました。国等の広報に加え、市では独自のパンフレット配布や、市民説明会を積極的に展開し、制度の周知に努めました。

7 税源移譲に伴う個人住民税等に関する広報活動(市民税課・保険課)

「施政方針」掲載事業

国から地方への税源移譲に伴う税制改正により、住民税のほか、国民健康保険税など、市民生活に広く影響が及ぶこととなりました。これに伴い、国民健康保険税への影響を抑制するため、賦課方式の変更を行いました。これら制度の

変更点とその趣旨を市民の皆様により理解していただくため、実施時期にあわせて、わかりやすい説明と広報活動に努めます。

(目標指標:広報特集号の発行、ホームページの掲載、その他広告物の掲示、街頭キャンペーンを行います。)

達成状況

税源移譲に伴う個人住民税に関する広報については、総務省、東京都も一斉にこの広報活動に取り組む中、市独自に税源移譲がスタートする時期(平成19年6月)に向け、集中的に市報やホームページでの掲載、広告物の掲示、街頭キャンペーンなどを実施し、よりわかりやすく制度の事前周知に努めました。

国民健康保険税の賦課方式変更については、被保険者にパンフレットを配布するなど、広報に努めました。

8 画像レセプトの導入(保険課)

「施政方針」掲載事業

医療費適正化の推進のため、実施が予定されている健康診査及び保健指導の評価・分析的確に行うため、現在実施しているレセプトの審査支払事務において、国民健康保険連合会が実施するレセプト(診療報酬明細書)の画像処理の導入を行います。

(目標指標:画像レセプトの導入)

達成状況

画像レセプトへ変更することについては、予定通り個人情報保護委員会への諮問・答申を得ました。また、導入により事務の効率化など利便性が図られました。

生活環境部の 「運営方針と目標」の達成状況

生活環境部長 木村 晴美 生活環境部調整担当部長 藤川 雅志

コミュニティ文化室

環境対策課

ごみ対策課

生活経済課

安全安心課

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

生活環境・住環境を守り、地域の特性を生かした快適なコミュニティの形成やNPO等市民活動を支援するとともに、芸術文化の振興や安全・安心のまちづくりなど、高環境のまちづくりを市民と協働で進めます。

●商業・工業・農業等の特性に合わせた振興策を展開し、産業の活性化を図ります。

また、消費者・勤労者としての市民を支援し要望に応えられる施策の推進を図ります。

各課の役割

生活環境部は、コミュニティ文化室、環境対策課、ごみ対策課、生活経済課、安全安心課の5課で構成され、①市民活動の支援、芸術文化の振興②環境保全・公害防止の施策の推進③環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進④産業の振興、消費者への支援及び雇用の確保等の推進⑤安全で安心なまちづくりの推進をする部門からなり、各種事業を通じて、幅広い市民生活のニーズに対応する役割を担っています。

2 部の経営資源(平成19年4月1日現在)

職員数

■職員数

生活環境部職員 51 人

■職員比率(正規職員)

生活環境部 51 人 / 市職員 1,049 人

→ 職員比率 約 4.9 %

予算規模

■予算規模

平成19年度生活環境部予算額

一般会計 5,009,437,000 円

実施方針

●協働型まちづくりの推進と芸術文化の推進

コミュニティを基調とした防災・環境保全などのあらゆる分野の市民活動を支援し、その拠点となるコミュニティ・センター及び市民協働センターの運営を通して、市民との協働を一層推進し、さらに芸術文化の振興を目標に「文化の薫り高い三鷹」を目指し、まち全体が活性化する協働型まちづくり・芸術文化のまちづくりを推進していきます。

●環境保全の推進

環境問題は市民生活のなかで複雑、多様化しています。市民の快適な環境を保全するための公害対策に加えて、地球温暖化防止など地球環境問題に対する足元からの行動としての省エネルギー対策事業や、クリーンな新エネルギーの有効利用に積極的に取り組んでいきます。

また、本庁舎等の環境マネジメントシステムを運用し、ISO14001 の認証を継続し、環境安全都市を目指します。

●ごみ減量・資源化と環境にやさしいごみ処理・リサイクルの推進

市民・事業者と協働して、ごみ質の変化等に対応した適切なおみの減量・資源化を推進します。また、循環資源のリユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の推進、ごみの適正処理の確保など、資源循環型社会の形成に向けて、高環境のまちづくりに努めていきます。

●産業振興と生活者支援

産業と生活が共生する都市の創造に向けて、市民・事業者・関係団体と協働で価値創造都市型産業及び都市型農業の振興を図るとともに観光まちづくりを推進します。

また、雇用確保や就労支援、消費者行政の充実に向けた取り組みを関係団体等と連携・協力しながら積極的に進めます。

●安全と安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心の確立を図るため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充を進めるとともに、安全安心パトロール車によるパトロールの強化を図り、安全安心のまちづくりを市民・事業者等と協働で推進します。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

**1 安全安心・市民協働パトロールの充実
(安全安心課)「施政方針」掲載事業**

平成 16 年よりスタートした安全安心・市民協働パトロールは、市民・事業者等の協力を得て、全市的な展開を目指し推進してきたところです。今後は、パトロール活動をさらに充実させるため、市及び防犯協会に登録している団体への安全安心パトロール車の貸し出しを行います。

また、地域安全マップを活用した取り組みを重点的に進めるほか、安全安心メール登録者の

拡大など安全安心のまちづくりを推進するための普及啓発活動を、市民・事業者等のパトロール団体及び警察等の関係機関との協働により進めます。

(目標指標:犯罪発生件数 10%減を目指します。)

達成状況

安全安心パトロール車の貸出事業は、5団体より申込みがあり、警視庁からの証明書交付手続きを経て、11 月より土曜・日曜・祝日に貸出しを開始しました。

また、地域子どもクラブとの協働で、親子による地域安全マップづくり講習会を3回開催するとともに、市民・事業者等の協力による安全安心・市民協働パトロール参加者数は約 1,300 人、ボディパネル装着車は 525 台に拡大されました。

平成 19 年中の市内における犯罪発生件数は、対前年比 5.5%の減で、平成に入り最も少ない件数となり、大きな成果として表れました。

2 家庭系ごみの減量・有料化検討事業 (ごみ対策課)「施政方針」掲載事業

平成 20 年度のごみ処理総合計画 2010 の改定に向けて、平成 19 年度は、市民会議を立ち上げ、ごみ減量化・資源化施策について検討します。また、分別収集計画の改定を行います。

家庭系ごみの有料化については、計画改定の中で方向性を示すこととします。

また、ごみ減量キャンペーンの拡充やリサイクル協力店の認定など、市民や事業者と協働してさらなるごみの減量化・資源化を推進します。

(目標指標:市民参加により、ごみ処理総合計画 2010 及び分別収集計画の改定作業を行います。また、分別収集による減量効果やごみ処理経費の分析など市民に公開するとともに、可燃ごみと不燃ごみの合計で平成 18 年度比1%減量を目指します。)

達成状況

ごみ処理総合計画改定検討市民会議を立ち上げ、延べ8回の市民検討会議を経て「三鷹市ごみ処理総合計画 2015」を策定するとともに「分別収集計画」の改定も行いました。

家庭系ごみの有料化については、ごみ処理総合計画 2015 の策定の中で一定の方向性を打ち出しました。

また、ごみ減量キャンペーンも引き続き4回実施し、そのうちの1回のキャンペーンは、開催場所を拡充して実施しました。リサイクル協力店については、18 店認定しました。

キャンペーン等の啓発活動などにより、可燃ごみ+不燃ごみの量は平成 18 年度同期比 4.5%の減量となりました。

3 新ごみ処理施設の整備 (ごみ対策課)「施政方針」掲載事業

平成 18 年度に循環型社会形成推進地域計画を策定し、事業主体をふじみ衛生組合に移管し、基本計画に基づいた施設整備実施計画の策定及び環境影響評価作業に着手しました。また、ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会を設置し、三鷹市及び調布市の市民とともに事業の推進を図っています。平成 19 年度は、引き続き市民検討会を開催し、環境影響評価を実施するとともに、「新ごみ処理施設整備実施計画」の策定に取り組みます。

(目標指標:「新ごみ処理施設整備実施計画」の策定を行い、新ごみ処理施設の平成 25 年度稼働を目指します。)

達成状況

ふじみ衛生組合において、ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会を8回開催し、「新ごみ処理施設整備実施計画」を策定しました。

また、環境影響評価調査計画書を作成し、東京都への提出、公示・縦覧を行い、季節ごとの現況調査を開始しました。

4 絵本館構想の推進(コミュニティ文化室) 「施政方針」掲載事業

「みたか・子どもと絵本プロジェクト推進計画」に基づき、各種先行事業を引き続き実施するとともに、市民が作る展覧会企画を軸に人財育成と地域での活動をリンクさせ一体的に展開することによって、効果的な事業展開と継続可能性を探ります。また絵本館(仮称)基本計画の策定に取り組みます。

(目標指標:市民参加による地域での各種事業の実施と、絵本館(仮称)基本計画の策定に取り組みます。)

達成状況

市民企画による「神沢利子展」の企画内容は好評で、12月に実施した展覧会は5,180人の来場がありました。また、3月に実施した展覧会を地域巡回展として、7月から11月にかけて各コミュニティ・センターなど6か所で実施し、小中学生のジュニア実行委員約60名や、新たな担い手の参加を得たことで、「みたか・子どもと絵本プロジェクト」の理念を広め、ネットワークが拡大しました。

絵本館(仮称)基本計画の策定については、平成20年度に国立天文台内の施設を活用した特色ある地域拠点として「星と森と絵本の家(仮称)」の整備に着手することとなったため、今後も引き続き検討課題とすることとしました。星と森と絵本の家(仮称)の設計段階に市民意見を反映するため、市民参加による活動プランづくりワークショップを実施しました。

5 観光事業の推進(生活経済課)

「施政方針」掲載事業

平成19年4月2日に設立された「みたか都市観光協会」の円滑な立ち上げを支援するとともに、三鷹阿波踊り40周年記念事業や各種イベント事業について同協会へ助成を行う等、運営の支援を図ります。また、同協会のNPO法人格の取得に向けた取り組みに対しても支援します。

(目標指標:会員増及び年度内のNPO法人格の取得を目指します。)

達成状況

三鷹阿波踊り40周年記念式典会場の企画・運営、三鷹「通」養成講座(全11回)の開催、商店街等主催の市内イベント等への参加、市民参加型ホームページの開設などのみたか都市観光協会の事業に対して支援を行いました。また、市から姉妹・友好市町村等交流事業「わくわく交

流フェスタ」、三鷹の森アニメフェスタの企画・運営を同協会に委託し、活動の支援を行いました。

協会の会員数は、平成20年3月31日現在、94人(団体)となり、ほぼ目標の100人(団体)を達成できました。NPO法人格の取得については、慎重に準備を行った結果、平成20年4月4日に設立総会が開催されることとなり、平成20年度早期の法人格取得を目指します。

6 市民協働センターの運営

(コミュニティ文化室)

市民協働センターの協働運営を推進するとともに充実を図るため、運営に関する評価・検証を行います。

協働推進を図るため、「市民の協働推進ハンドブック(市民協働センターを拠点とした)」の解説及び市民活動団体・協働事例の紹介を目的に「利用者懇談会～トークサロン～」を開催するとともに市民・市民活動団体と行政及び他団体とのネットワーク化を進めます。また、出前説明会を通じて市民に対して行政情報を提供します。

まちづくりに関する市民参加の窓口として、市が行う計画策定(改定)等への市民参加を支援します。

市民活動支援事業として、三鷹市市民活動協力者登録制度を活用し、「市民活動助っ人隊(仮称)」編成の検討を行います。

(目標指標:市民活動団体・NPOの活動支援のために、三鷹市市民活動協力者登録制度を活用し、「市民活動助っ人隊(仮称)」編成の検討を行います。)

達成状況

望ましい協働運営の検討については、「協働運営に関する検討報告書」を市民協働センター企画運営委員会から市に提出することができました。(平成20年2月22日)。

三鷹市市民活動協力者登録制度による「市民活動助っ人隊」を編成しました。

ネットワークを推進するためのトークサロンは4回(参加者数 70 人)、行政情報を提供するための出前説明会は3回(参加者数 31 人)、市民活動支援事業としての「ブログ講座」・「コーチング講座」・「NPO法人入門講座」等は 82 回(参加者数 955 人)開催しました。

また、講座等の開催は、運営するNPO・市民活動団体との協働事業として実施したことにより、参加者及び講座運営者から満足度の高い評価を得ることができました。

7 商店街活性化の総合的な推進 (生活経済課)「施政方針」掲載事業

平成19年3月議会で議決された「三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づき、商工会や商店会連合会と連携しながら商店会未加入問題や空き店舗対策などに積極的に対応するとともに、商店会連合会が実施する全市的な一斉セールやイベント事業に対して助成を行います。

(目標指標:一斉セールに参加する店舗数及び商店会数の増、商店会連合会、商工会、各商店会への加入増を目指します。)

達成状況

平成19年10月及び平成20年1月に三鷹商工会、三鷹市商店会連合会、三鷹市の三者で市内チェーン店やドラッグストアを中心に加入要請を行い、4事業所が商工会へ加入しました。

2年目を迎えた市内一斉セールは、10月に実施され、23商店会 211店舗が参加しました。平成18年度の実績(23商店会 337店舗の参加)と比較して、参加店舗数の減少となり、配布する市内共通商品券の額も約60万円(平成18年度は約100万円)に減額しました。

一方、市商連の実施するさくらまつりやホームページの作成等への支援を通し、市商連の活

性化、加入促進を図ることにより、新たに1商店会が市商連に加入しました。

8 都市型農業の維持・振興に向けた調査研究(生活経済課)

「施政方針」掲載事業

平成18年度に設置した三鷹市都市農業研究会の中間とりまとめを基に、平成19年度も引き続き市内農業の課題解決に向けた研究を行います。

(目標指標:具体的な施策に反映できるよう研究を進めます。)

達成状況

「市民の共有財産」である三鷹市の農地を残し、農業を発展させることを目標に掲げ、①「農家」の小規模化・高齢化への対応②三鷹に相応しい「農産物」の生産・流通・販売等への対応③体験農園の三鷹モデルの実現と普及④協働によるイベント等を通じた「体験面」と「販売面」の一体的推進⑤外環道整備による7haの農地減少への対応⑥「農地」関連制度への対応について検討しました。

9 アスベスト対策の実施(環境対策課)

「施政方針」掲載事業

アスベストの定義が平成18年9月1日より含有率が「1.0%を超えるもの」から「0.1%を超えるもの」に法令等が改正されたことを受け、公共施設のアスベスト使用状況実態調査(露出の吹付けアスベスト対象)を実施します。調査結果に基づき、改めて「アスベスト除去計画」を策定し公表します。除去計画に基づきアスベストの除去を実施していきます。また、昨年度に引き続き市内の大気中のアスベスト濃度を測定し安全を確認します。

市民の健康と安全確保のために、戸建及び

分譲共同住宅の露出の吹付けアスベスト調査に対し、調査費の一部を助成します。

(目標指標:公共施設の安全を確認します。また、三鷹市内の大気中のアスベスト濃度を測定し、その結果を公表します。市民の安全と安心が図られるよう市民のアスベスト調査を支援します。)

達成状況

公共施設のアスベスト使用状況実態調査を実施した結果、1か所でアスベストを確認し、平成20年度に除去を行う計画を策定しました。なお、空気中への飛散はありません。除去までの期間、空気環境測定を実施し、安全を確認します。

市内3か所の大気中のアスベスト濃度を年4回測定し、飛散がなく安全であることを確認し公表しました。

戸建及び分譲共同住宅の露出の吹付けアスベスト調査助成は、今年度は申請がありませんでしたが、引き続き広報等のPRに努め、制度の周知と活用の促進を図ります。

10 ISO14001の運用及び簡易版の検討 (環境対策課)「施政方針」掲載事業

市役所が率先して環境保全に取り組む姿勢を明確にし、職員の意識向上と環境負荷の低減を図るため、市庁舎等を範囲とした環境マネジメントシステムを構築・運用し、ISO14001を認証取得しました。

平成19年度は、各実行部門による環境目的・目標・実施計画の実行、内部監査、市長の指示によるシステムの見直し等、PDCAサイクルによるシステム運用を行い、定期審査を経て、認証を継続します。さらに、その他の市施設への導入を図るために、簡易版環境マネジメントシステムの検討を行います。

また、環境センターの環境マネジメントシステムは、取得後3年の更新審査を受審し、認証を更新します。

(目標指標:平成19年度は、市庁舎等の環境マネジメントシステムを運用し、定期審査で認証を継続します。)

達成状況

三鷹市庁舎等でのISO14001:環境マネジメントシステムについては、平成19年10月に1年目の定期審査を受審し、健全な運用が確認され、認証を継続しました。また、外部の直営施設を対象とした「簡易版環境マネジメントシステム」を策定しました。

環境センターは認証期限3年を経過したため、平成19年11月の更新審査を経て、今後3年間の認証を取得しました。

11 太宰治顕彰事業の準備(コミュニティ文化室)「施政方針」掲載事業

三鷹市ゆかりの作家である太宰治について、平成20年度に没後60年、平成21年度に生誕100年、平成22年度の三鷹市制60周年に伴う関連事業の一環として、太宰治をテーマとした文化事業及び観光事業の企画等について、3年間の計画を立て準備を進めます。

(目標指標:今年度は、「太宰治プロジェクト検討会議(仮称)」を設置し、事業実施に向け事業計画の検討を行います。)

達成状況

三鷹市ゆかりの作家である太宰治について、顕彰事業を実施するため、「太宰治プロジェクト検討会議」を6月に設置し、事業計画について検討を進め、8月には事業計画の中間報告をとりまとめました。

また、今年度は、太宰治ゆかりの地として文学散歩コースのひとつとなっている店舗跡地に建設された新ビル1階部分を借り上げ施設整備し、展示をはじめ交流・情報発信の機能を有した「太宰治文学サロン」を3月1日に開設しました。

開設後1か月の入館者数は、市内外から 3,200 人を超える盛況となっています。

12 山本有三生誕 120 年記念事業の実施(コミュニティ文化室)

「施政方針」掲載事業

山本有三生誕 120 年を記念し、山本有三原作の映画「路傍の石」の上映会を三鷹市芸術文化センターで開催します。また、山本有三記念館の改修工事を行うとともに常設展示室の拡充を図ります。さらに記念館で行われた講演会・朗読会のビデオ等上映のための機器を設置し、来館者に山本有三について理解を深めてもらいます。

(目標指標:山本有三原作の映画の上映会を開催します。常設展示室を拡充し来館者の増加を図ります。)

達成状況

山本有三生誕 120 年を記念し、山本有三記念館の改修工事を行い、展示室の拡充を図りました。併せて生誕 120 年記念展「山本有三の生涯」を開催し 17,156 人の来館者がありました。また、1階展示室に来館者がこれまでの朗読会・講演会のビデオ、有三作品映画を鑑賞できるよう視聴覚機器を設置しました。

さらに12月8日芸術文化センターにおいて「路傍の石」の上映会を開催し 175 人の入場者がありました。上記により、減少傾向にあった来館者数の維持が図られました。

健康福祉部の 「運営方針と目標」の達成状況

健康福祉部長 玉木 博

健康福祉部調整担当部長 酒井 利高

地域福祉課

高齢者支援室

生活福祉課

子育て支援室

健康推進課

北野ハピネスセンター

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●三鷹市に暮らす市民の方々が、地域社会の中で生活の安心・安定が感じられ、希望と生きがいを持って暮らすことができるよう保健・医療・福祉施策などが充実したまちづくりを目指します。

そのために、市民・事業者・関係機関等と協働し、平成 17 年度に改定した「三鷹市健康・福祉総合計画 2010(改定)」の推進を図り、あわせて「第三期三鷹市介護保険事業計画」に基づく介護保険事業の適切な運営、「第1期三鷹市障がい福祉計画」に基づく障がい者施策の一層の推進、「三鷹市次世代育成支援行動計画」に基づく子育て支援施策の推進と子育て環境の整備等を行うとともに、市民の健康づくりと介護予防事業、保健事業の推進、生活保護法をはじ

めとする福祉6法に基づく適切な制度運営などを図ることとします。

各課の役割

健康福祉部は、地域福祉課、高齢者支援室、生活福祉課、子育て支援室、健康推進課の5課(室)と北野ハピネスセンターから構成されています。具体的には、社会福祉に関すること、福祉6法に基づく援護等の措置に関すること、児童青少年に関すること、健康づくりと保健事業、介護保険に関することを担当しています。北野ハピネスセンターは、心身障がい者(児)の社会的な自立等を目指して相談・療育・訓練などを行っています。

2 部の経営資源(平成 19 年 4 月 1 日現在)

職員数

■職員数

健康福祉部職員 366 人

■職員比率(正規職員)

健康福祉部 366 人 / 市職員 1,049 人

→ 職員比率 約 34.9%

予算規模

■予算規模

平成 19 年度健康福祉部予算額

一般会計 16,618,502,000 円

そのうち特別会計への繰出金を除く事業費

一般会計 15,574,126,000 円

介護サービス事業特別会計 1,098,737,000 円

介護保険事業特別会計 8,396,240,000 円

実施方針

●三鷹市健康・福祉総合計画 2010 と第三期介護保険事業計画の推進

コミュニティ住区を基礎として市民等と行政の協働で計画を推進し、お互いに支えあう保健・医療・福祉の充実した地域社会を目指して三鷹市健康・福祉総合計画 2010 の推進を図ります。また、国による介護保険制度改正に対応した、予防重視型システムを含む第三期介護保険事業計画(平成18年度～平成20年度)を引き続き推進します。

●心のバリアフリー啓発活動の実施とバリアフリーのまちづくりの推進

全ての市民が互いの人権を認め、尊重しあう地域社会の実現を目指して心のバリアフリーを進めるため全庁的な対策や啓発事業等を進めます。

また、障がい者も高齢者等も住みなれた地域の中で自立した生活が送れるようにバリアフリーのまちづくり基本構想に基づき、バリアフリーマップの作成や三鷹駅の一層のバリアフリー化などバリアフリーのまちづくりを引き続き推進します。

●地域ケアの推進

社会生活や地域生活に困難を抱える要介護者や障がい者・子育て家庭等に対する総合的な保健福祉サービスが地域社会の中で市民と協働で展開できるようその仕組みづくりの具体化を進めます。

井の頭地区で進めている「地域ケアネットワーク・井の頭」の活動については、地域の課題発見に向けたワークショップや地域懇談会の実績や、モデル事業の総括を踏まえ、相談サロンの一層の充実のほか、地域生活支援サービスシステムを立ち上げるなど、地域住民との協働作業により、事業の推進・深化を図っていきます。

また、新川・中原地区においても、地域ケアネットワーク確立の取り組みを進めていきます。

●次世代育成支援行動計画の推進等による子育て支援施策の充実

次世代育成支援行動計画に基づき、待機児童の解消策を推進するとともに、在宅子育ての支援を含め、地域全体で子育て環境の充実とその実現に努めます。

また、児童虐待の防止を進めるため子ども家庭支援センターを中心とした総合的なネットワークの充実・強化を引き続き図ることとします。

具体的には、西野保育園の建替え、こじか保育園(仮称)の整備と効率的な運営、弘済保育園(仮称)整備費助成事業などの施策の実施により、子育て環境の充実を図っていきます。

●高齢者・障がい者の入居支援と居住継続支援の推進

保証人がいないなどの理由で入居を断られ、あるいは立ち退きを求められる高齢者や障がい者が、安定した地域生活を送れるよう、保証人、家賃滞納問題に対応する民間事業者の保証制度を活用した入居支援サービスを実施します。

また、居住を続けることが困難な高齢者、障がい者の居住継続を支援する居住支援コーディネーターを配置し、居住確保や近隣調整に関する相談支援、家主・不動産事業者等との調整支援を行います。

知的障がい者グループホーム・ケアホーム入居者に対して都の家賃助成制度に加え、家賃の一部を助成します。

●障がい者福祉サービス等の充実

障がい者の自立促進に向けて、平成18年度に開設した障がい者就労支援センターの機能の一層の充実を図ります。

また、障害者自立支援法の施行に対応し、通所施設利用者支援事業など利用者支援の充実を図り、あわせて知的障がい者通所授産施設の

建設助成事業を推進するなど環境整備も進めていきます。

●生活支援の充実

健康問題、家庭の事情や社会的事情等により就労することが困難であった生活保護の被保護者に対する自立生活支援策として、就労支援相談事業の充実を図ります。就労支援相談員を通じて、ハローワークなどと連携し就労に向けた相談、助言及び指導を行い、被保護者への支援を

具体的に進めます。

●健康づくりの推進

三鷹市健康づくり目標の実現に向けて、市民自らの健康づくり活動の促進を住民協議会との連携を軸に進めます。また、高齢者の加齢に伴う生活機能の低下を防ぐため、総合的な介護予防事業について三鷹市健康長寿・地域介護予防ネットワーク検討委員会を中心に評価、検証に努めます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 地域ケアの推進(高齢者支援室)

「施政方針」掲載事業

井の頭地区で高齢者等の日常生活の困りごとを解決するために、具体的なサービスシステムを実施します。あわせて相談サロンの充実を図り、閉じこもり高齢者の減少等に努めます。さらに新川・中原地区において、新たなネットワークづくりに取り組むなど、地域ケアの推進を目指します。また、引き続き傾聴ボランティアの養成と活動を支援します。

(目標指標:井の頭地区で地域生活支援サービスシステムを実施するとともに、相談サロンの拡充を図ります。「地域ケアネットワーク・新川中原」の設立に向けた取り組みを進めます。傾聴ボランティア第2期養成講座を開催し、在宅高齢者等に対する傾聴活動の充実を図ります。)

達成状況

地域ケアネットワーク・井の頭が井の頭地区の高齢者等の日常生活を支援する具体的なサービスとして、平成19年11月1日より「ちょこっとサービス支えあい」を開始しました。また、「相談サロン」を井の頭コミュニティセンターに加え、井の頭地区公会堂で開催するなど拡充に努めました。

新川中原地区においては、地域ケアネットワーク・新川中原設立準備会が発足し、設立に向け

た準備が進んでいます。

「傾聴ボランティア活動」では、平成18年度第1期養成講座修了者53人により、在宅及び施設入所中の高齢者に対する傾聴活動が活発に行われました。また、第2期養成講座を開催し、新たに32人が修了し、施設において実習を行いました。

2 西野保育園の建替え(子育て支援室)

「施政方針」掲載事業

老朽化した西野保育園の建替工事を実施し、平成20年3月中に新園舎での保育を開始します。平成20年度からは、待機児解消策の一環として0歳児定員を3人増員するとともに、多様化する子育て支援ニーズに対応するため一時保育(定員6人)を行います。建替期間中、同園での保育は仮設園舎において、行います。

(目標指標:西野保育園の建替えを平成19年度中に行い、平成20年3月中に新園舎での保育を開始します。建替え期間中の保育を仮設園舎で実施します。)

達成状況

平成20年2月、新園舎の完成と同時に、仮設園舎から移転して保育運営を行っています。

また、98人から101人定員へと拡大し、待機児童の解消に寄与するとともに、一時保育事業を

新たに開始することで、地域の在宅子育て支援の拠点としても機能しています。

3 こじか保育園(仮称)の整備と効率的な運営(子育て支援室)

「施政方針」掲載事業

待機児解消策の一環及び多様化する子育て支援ニーズに対応するため、平成18年度末に廃園となった市立こじか幼稚園の施設を活用し、平成20年4月開設を目指し、親子ひろばを併設するこじか保育園(仮称)整備事業を実施します。同園の保育定員は54人とし、親子ひろばは1時間当たり15組の定員とします。

同園の運営は、効率的な運営を図るため公募プロポーザル方式により選定した民間事業者に委託する公設民営とします。

(目標指標：廃園となった市立こじか幼稚園の施設を活用し、親子ひろばを併設するこじか保育園(仮称)の整備事業及び同園の運営事業者の選定を平成19年中に実施し、平成20年4月に開設します。)

達成状況

平成20年4月より、旧幼稚園をリニューアルした公設民営保育園として開設しました。

待機児童の解消に寄与するとともに、地域の在宅子育て支援拠点として、親子ひろば事業を積極的に展開しています。

4 高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業(地域福祉課・高齢者支援室)「施政方針」掲載事業

高齢であることや障がいがあること、また保証人がいないなどの理由のために入居を断られ、または立退きを求められて、住むところを探している市内在住の高齢者・障がい者や施設・病院から地域へ移行する障がい者等を対象に、民間の賃貸住宅を借りやすく、貸しやすくなるシステ

ム及び安心して住み続けられるシステムを確立することにより、安心地域生活の環境を整えます。

(目標指標：広報やパンフレットなどを用い、利用者と同時に賃貸物件所有者にも広く周知し、事業の理解と協力を求めます。また入居後の見守り、居住継続支援については、登録制とし、社会からの孤立を防ぎ、安心して地域生活が送れるよう必要な支援を行っていきます。)

達成状況

平成19年7月より事業を開始しました。市報や協力団体の広報活動等により、市内外への周知を図るとともに、市内不動産事業者や民間保証制度の紹介、保証料の一部助成等を通じ、高齢者・障がい者の民間賃貸住宅への入居を支援しました。

その結果、市窓口での相談件数は延べ100件以上にのぼり、12名の方にこの事業が活用されました。

5 バリアフリー・マップ作成事業

(地域福祉課)「施政方針」掲載事業

三鷹地域の公共施設及び公共性のある建物などを主たる対象とした、トイレ、スロープ、エレベーター設置などバリアフリー状況を市民に提供する情報サイトを統合型地理情報システムとリンクさせる形で立ち上げ、高齢者や障がい者等の移動や外出の支援を行います。

(目標指標：市民・事業者・NPO等の協働により情報収集を行い、平成19年度中に情報サイトを立ち上げ、バリアフリーのまちづくりを図ります。)

達成状況

平成20年2月29日に約300件の施設情報を掲載したWebサイト「みたかバリアフリーガイドおでかけ情報」を開設しました。開設にあたっては、(社福)三鷹市社会福祉協議会、(NPO法人)シニアSOHO普及サロン三鷹、(NPO法人)みたか街かど自立センター、地域福祉課で構成される「バリアフリーマップ作成委員会」を立

ち上げ、平成 13 年度に社会福祉協議会が発行した「福祉マップみたか〜おでかけの建物情報」を基本情報として、構成団体がそれぞれ役割を担い、10 回にわたる会議を重ねました。

情報収集は社会福祉協議会が担当し、対象建物に対するアンケート調査、ボランティア活動団体による実地調査とデータ収集、写真撮影など協力をいただきました。また、利用しやすい Web サイトとなるよう利用者の立場にたった視点からの助言をみたか街かど自立センターからいただき、SOHO 普及サロン三鷹が開発を担当しました。

6 介護保険料の納付機会の拡大 (高齢者支援室)「施政方針」掲載事業

市民サービスを向上させるため、現在金融機関の窓口でしか支払いができない介護保険料をコンビニ収納及び金融機関の ATM 等でも支払いが可能となるマルチペイメントネットワーク(MPN)の対応準備を進めます。

(目標指標:平成 20 年度当初からの本格実施の前に、平成 19 年度中に随時再発行納付書から対応します。)

達成状況

関係事業者との協議や検討を重ね、平成 20 年 4 月 1 日からコンビニエンスストアでも介護保険料を支払うことができるシステムを構築するとともに、納付書の仕様を変更しました。

なお、マルチペイメントネットワーク(MPN)対応については、費用対効果を勘案し、今後検討を継続することとなりました。

7 災害時要援護者支援モデル事業(高齢者支援室)「施政方針」掲載事業

高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムを確立するため、モデル地区で災害時要援護者支援台帳に基づく福祉・災害時支援マップを作成し、具体

的な支援活動のモデル事業を実施します。

(目標指標:井の頭地区の井の頭玉川町会をモデル地区として、要援護者の災害時の避難対応状況等について調査し、年度内に災害時要援護者支援台帳と福祉・災害時支援マップを作成します。)

達成状況

今年度のモデル地区とした、井の頭玉川町会区域内の災害時要援護者支援台帳と福祉・災害時支援マップを作成しました。支援台帳作成にあたっては、要援護者の災害時の避難対応状況を調査し、自力避難ができない要援護者に対して、町会役員が中心に複数の避難支援者の確保に努めました。

8 義務教育就学児医療費助成の実施 (子育て支援室)「施政方針」掲載事業

義務教育就学児を養育している者が、健康保険適用医療費の自己負担額を支払う場合、その自己負担額の 3 分の 1 を助成します。所得制限は、国の児童手当の限度額を準用するほか、乳幼児医療費助成制度と同様の内容で運用し、対象者には、マル子医療証を交付します。実施時期は、平成 19 年 10 月の医療費分から適用します。

(目標指標:制度スタートに向け、規程の整備、受給対象者の把握、広報等による PR、個別対象者への勧奨通知等準備事務を進め、受給対象者の申請漏れを防ぎ、本助成制度の活用度を高めます。)

達成状況

当初計画どおり広報等による PR を実施する一方、学校を通じて制度開始のお知らせを配布するとともに、個別に受給対象者には勧奨通知を送付し、10 月の助成スタートに臨みました。10 月以降の医療費助成については、従来の就学前児童に加えて、新たな受給対象者の増加により、医療費助成の拡充を図りました。

9 高齢者・障がい者等の生活と福祉実態調査(地域福祉課・高齢者支援室)

「施政方針」掲載事業

平成 20 年度に予定されている「介護保険事業計画」や「障がい福祉計画」の改定、さらには地域ケアや災害時要援護者支援事業等の基礎データを把握するため、高齢者や障がい者等の総合的な調査を行います。

(目標指標:平成 19 年中に調査を行い、年度末までに報告書を作成します。)

達成状況

平成 19 年 10 月から平成 20 年 2 月までの間に高齢者や障がい者等の総合的な実態調査を実施し、報告書をまとめました。

10 介護予防事業の推進(健康推進課)

「施政方針」掲載事業

高齢者が住みなれた地域で元気に暮らせるよう、要支援・要介護となることを予防するため、特定高齢者・一般高齢者が一体となった介護予防事業を実施します。

今年度は、関連団体や地域包括支援センターとの連携を進めて、介護予防事業を広く地域に周知するとともに、多くの市民が事業に参加いただけるよう努めます。

(目標指標:65 歳以上の高齢者の 2%、およそ 600 人が介護予防事業に参加し、生活機能向上に取り組むこととします。)

達成状況

前年度を上回る特定高齢者の把握を行い、一般高齢者を含む 700 人以上の市民が健康づくり・介護予防事業に参加しました。

また、団体との協働事業を推進し、新たに公衆浴場組合と連携し、市内 5 か所の公衆浴場で事業を実施しました。さらに、町会等への出前事

業の実施、包括支援センターとの連携を進めました。

都市整備部の 「運営方針と目標」の達成状況

都市整備部長 田口 茂 都市整備部広域まちづくり等担当部長 小俣 崇
都市整備部調整担当部長 坪山 雅一

都市計画課
まちづくり建築課
道路交通課
建築指導課
下水道課
緑と公園課

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

- 「高環境・高福祉のまち」、「緑と水の公園都市」の実現に向け、まちづくり事業を総合的に推進します。具体的には、災害に強い都市基盤の整備を図るとともに、バリアフリーのまちづくりを重点的に推進し、安全でうるおいのある快適空間のまちづくりを、市民、事業者との協働で進めます。
- 緑と水のネットワーク整備、景観や環境への配慮、市民が主体となった地域のまちづくり支援、地域特性を活かした魅力と活力のある再開発事業等を推進します。
- 下水道施設の更新と広域的な視点からの再構築を図るとともに、合流式下水道の改善、都

市型水害対策、雨水浸透施設による地下水の涵養や雨水利用など、水循環の促進を図ります。

各課の役割

都市整備部は、都市計画課、まちづくり建築課、道路交通課、建築指導課、下水道課、緑と公園課の6課で構成され、「人間のあすへのまち」の実現を目指し、安全とうるおいのある快適空間のまちをつくるため、①都市計画、②建築、再開発及び住宅対策、③道路、橋りょう等及び都市交通、交通安全対策、④建築基準行政、⑤下水道、⑥緑化及び公園などの推進及び整備を行っています。

2 部の経営資源(平成19年4月1日現在)

職員数

■職員数

都市整備部職員 113 人

■職員比率(正規職員)

都市整備部 113 人 / 市職員 1,049 人

→ 職員比率 約 10.8%

予算規模

■予算規模

平成19年度都市整備部予算額

一般会計 3,068,122,000 円

下水道事業特別会計 3,205,157,000 円

実施方針

●都市計画道路等整備・バリアフリー化の推進

現在、取り組んでいる都市計画道路3・4・13号線の用地買収を引き続き図るほか、「バリアフリーのまちづくり基本構想」に基づく、道路のバリアフリー化事業に積極的に取り組みます。また、安全なまちづくりの観点から、市民参加によるまちづくり・みちづくりへの取り組みが始まっている地域では、これを支援しつつ、協働の取り組みを推進していきます。

また、東京外かく環状道路計画については、平成19年4月に本線を地下方式とする都市計画変更が決定されました。今後は、平成19年1月に国・東京都へ提出した「東京外かく環状道路計画の都市計画変更案に係る三鷹市の意見書及び要望書」の中で要望した事項に基づき、環境整備や住民参加のまちづくりが図られるよう、助言者会議等の意見を聴きながら、本市へ与える影響と対策について、慎重に調査・検討を行うとともに、周辺のまちづくりと連携した外環計画となるよう、国・東京都に対し要請するなど適切に対応していきます。

●三鷹駅前再開発事業の推進

平成17年度に改定した「三鷹駅前地区再開発基本計画」に基づき、「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に加え、「バリアフリーのまちづくり」や、「協働のまちづくりの視点」を加味して積極的に取り組んでいきます。

三鷹駅南口西側地区協同ビル建設支援事業については引き続き支援を行い、今年度中の完成を目指します。また、協議会や準備組合が発足した2地区について協同ビル化を推進します。

●都市交通環境の整備

平成18年7月にオープンしたすずかけ駐輪場に引き続き、市有地を中心とした土地の有効活用による駐輪場の整備を行うとともに、三鷹駅南口周辺の自転車問題解決の一環として、放置自転車減少に向けた体制を強化し、鉄道駅周辺の交通環境の整備を推進します。

バス交通については、コミュニティバス事業基本方針に基づき、計画的に改善対象ゾーンに対する見直しを進め、市域全体の交通利便性の向上に向けて、みたかバスネットの推進を図ります。

●下水道事業の新たな課題への対応

本市の下水道事業は全国に先駆けて普及率100%を達成しましたが、現在は管路等の老朽化など、新たな課題への対応を迫られています。平成16年度に策定した「合流式下水道改善計画」に基づき、雨天時の越流水による河川の汚濁防止対策に取り組むとともに、市単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道等への編入協議を進めます。

また、集中豪雨による「都市型水害」に対応するため雨水管等の整備を推進するなど、下水道事業の新たな課題への対応を図っていきます。

●緑と水の公園都市を目指す事業の推進

緑と水の公園都市の実現に向けて平成17年に策定した「緑と水の基本計画(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)」に基づき、大沢の里整備事業を始め、公園等の公有地化や整備事業、公園が安全で安心して遊べる空間となるような改修事業等を進めます。また引き続き、市民との協働の取り組みやまちづくり事業の全般的な取り組みを通して、緑と水の豊かな良好な都市環境の創出に取り組んでいきます。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 みたかバスネットの推進

(道路交通課)<「施政方針」掲載事業>

コミュニティバス事業基本方針に基づき、平成19年度は第2期改善対象ゾーンを中心に見直しを行っていきます。見直し後は、利用状況等の分析により、利便性の向上について客観的な検証を行い、さらなる改善につなげていきます。

(目標指標:平成19年度以降も引き続き、見直しの必要性が高いルートから、順次、具体的な事業展開を推進し、北野ゾーン第2次実証運行のほか3路線の見直しを行います。)

達成状況

北野試験運行ルート(小型車両による小循環)の1次及び2次による実証運行の実施により、新たな地域交通としての有用性について検証しました。利用実績とアンケート等の調査結果を踏まえて、小型車両を用いた小循環については、運行許可期間の末日(平成20年1月24日)をもって終了することとしました。今後は、実証運行の結果を反映させながら、新北野ルートの早期運行開始に向け取り組んでいきます。また、実証運行にあたり、東京都補助金の獲得に努め、財源の確保を図りました。新川・中原ルートについては、バス事業者と平成19年7月より調整会議を定期的で開催し、基本事項の確認と運行計画の協議を進め、平成20年度の運行実施に向け、運行合意書を締結しました。

2 バリアフリーのまちづくりの推進

(道路交通課)<「施政方針」掲載事業>

平成15年度に確定したバリアフリーのまちづくり基本構想に基づき、歩行空間のバリアフリー化に積極的に取り組んでいきます。

重点整備地区であるJR三鷹駅周辺地区におけるバリアフリー化整備として、市道第15号線歩

道部の段差解消及び視覚障がい者用誘導ブロックの改善等を行い、道路のバリアフリー化を図ります。

また、さらなるバリアフリー化の充実という観点から、歩道やその沿道にベンチを設置する「ベンチのあるまちづくり」を推進します。

(目標指標:重点整備地区であるJR三鷹駅周辺地区の市道第15号線(特定経路)のバリアフリー化整備(延長80m)を行います。また、市内の要望箇所等に「ほっとベンチ」35基の設置を目指します。)

達成状況

バリアフリー基本構想に基づき、誰もが安全で安心して利用できる道路空間の整備を行いました。

具体的な整備としては、重点整備地区である三鷹駅周辺地区の市道15号線(特定路線)の延長80mについて、歩道部の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックを整備し、歩道のバリアフリー化を行いました。

また、市民との協働による「ベンチのあるまちづくり」事業の推進にあたっては、寄付金への賛同や多くの市民から事業への協力が得られました。

その結果、駅前広場及び山中通りのほか、市内の拠点箇所、要望箇所等に合計35基の「ほっとベンチ」を設置し、バリアフリー化を推進しました。

3 市道第135号線(三鷹台駅前通り)の整備の促進(道路交通課)

<「施政方針」掲載事業>

三鷹台まちづくり協議会からの「三鷹台駅前通りへの歩道設置に係る緊急提言」を受け、早急な事業実施の必要性がある三鷹台駅周辺区域(三鷹台駅前交番～立教女学院区間、延べ延長約200m)について、バリアフリーに配慮し

た歩行空間の整備を行います。

(目標指標:用地買収 166 m²(総取得予定面積の 40.2%)を目指します。)

※平成 18 年度からの繰越明許分は除いてあります。

達成状況

「市道第 135 号線(三鷹台駅前通り)緊急整備方針」に基づき、早急に整備が必要な区間をバリアフリーに配慮した歩行空間として整備するため、用地取得を行いました。

用地取得については、平成 18 年度の繰越明許分の 13.3 m²及び、平成 19 年度買収計画予定地等については 21.4 m²(総取得予定面積の 4.1%)を取得しました。

なお、買収計画予定地の 95.6 m²(総取得予定面積の 18.5%)については、一部地権者と契約に至ったものの、引渡しまでに若干の期間を要することとなったことから、繰越明許を設定し、一部の予算執行を翌年度に繰り越すこととしました。

4 花とみどりのまちづくりの推進

(緑と公園課) <「施政方針」掲載事業>

花と緑に対する意識の醸成を図るガーデニング講座やコンテスト、人材の育成を図るボランティア講座を実施するとともに、地域の緑化の先導役となるモデル花壇づくりや公園緑地を活用したコミュニティガーデンの整備を市民と協働により行います。

また、緑と水の市民活動を支援する新たな組織の設立に向け、引き続き検討委員会において検討を行うとともに、設立準備会を設置し組織づくりのための具体的な準備を行います。

(目標指標:緑と水のサポート組織の設立準備を行うとともに、街かど花壇等の整備を3か所実施します。)

達成状況

花と緑のサポート組織の設立に向けた取り組みとしては、7月に3つのふれあいの里や公園ボ

ランティアの代表、学識者などで構成する検討委員会より提言書が提出され、提言に基づく検討や関係機関等との調整を行いました。しかし、こうした検討等に時間を要したため、準備会の開催までには至りませんでした。

また、街かどの花壇づくりとしては、地域住民の参加を得ながら、連雀コミュニティセンター、山中地区公会堂、新道北地区公会堂でモデル花壇の整備、中原三丁目1番緑地でコミュニティガーデン(地域花壇)の整備を行いました。

※第3次基本計画(第2次改定)にあわせて、名称を「緑と水のサポート組織」から「花と緑のサポート組織」に変更しました。

5 東京外かく環状道路に関する調査・検討 (都市計画課) <「施政方針」掲載事業>

東京外かく環状道路の整備計画に関して、ジャンクションやインターチェンジ周辺環境に与える影響と環境保全対策について、調査・検討を行い、市民生活への影響に関すること等を三鷹市独自の視点から検証します。

また、ジャンクション周辺のまちづくりについては、ワークショップをはじめとする市民参加の手法を導入し、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう積極的に取り組んでいきます。

(目標指標:地域環境への保全対策を国及び東京都に要請し、外環周辺のまちづくりと連携したみちづくりを目指して調査・検討を行います。)

達成状況

ジャンクション周辺のまちづくりについては、住民主体のワークショップ方式により、市民及び関係機関の協働によるまちづくりが進むよう国、東京都及び関係自治体と協議を進め、その方向性について合意しました。

合意内容を踏まえ、地域住民や関係団体などの代表からなる準備・運営会議を設置し、運営方法や参加方法などを検討した上で、ワークショ

ップ方式による課題検討会を行っていきます。

また、外かく環状道路に関する三鷹市独自の視点による調査・検討については、庁内検討会議のほか、交通の専門家を助言者に加え助言者会議を開催し、周辺のまちづくりと連携したまちづくりとなるよう、様々な視点から検討を行いました。

6 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の支援(都市再生機構との連携強化)(まちづくり建築課)

<「施政方針」掲載事業>

地元からの要請を受けて、文化劇場跡地を所有する、都市再生機構との連携を強化し、三鷹駅南口中央通り東地区(三鷹センター周辺・文化劇場跡地)の再開発が三鷹駅南口周辺地区の核となるよう推進していきます。

(目標指標:高度利用地区・市街地再開発事業の都市計画決定)

達成状況

当該地区においては、最大の地権者であるUR都市機構が施行者として市街地再開発事業を推進する方向性を打ち出し、三鷹駅南口再開発事務所を開設しました。高度利用地区と市街地再開発事業の都市計画決定は、地元権利者の事業推進の合意形成が不十分であることから、手続まで至っていない状況ですが、引き続き早期事業化を目指し支援していきます。

7 都市型水害対策事業等の推進

(下水道課)<「施政方針」掲載事業>

集中豪雨による「都市型水害」に対応するため、緊急を要する箇所について雨水管等の整備を行います。

また、平成18年度に引き続き、「合流式下水道改善事業」として道路雨水貯留浸透施設の設置を行います。

(目標指標:雨水管等の整備2,600m、道路雨水

貯留浸透施設の設置1,700m)

※平成18年度からの事故繰越分は除いてあります。

達成状況

中原地区の都市型水害対策として、実施設計を行うとともに、雨水管等整備(工事延長2,484.1m)を実施しました。また、合流式下水道改善として、道路雨水貯留浸透施設(工事延長1,777m、貯留量675m³)を設置しました。

8 緑と水の拠点・ルートの整備(サイン整備・大沢の里整備・連雀中央公園の整備)(緑と公園課)

<「施政方針」掲載事業>

緑と水の3大拠点の一つである大沢の里について、引き続き大沢の里公園の野川左岸部分について用地買収を進めるとともに、崩落が進んでいる大沢緑地の国分寺崖線について、地質等の現況調査及び保全工法等の検討を行います。

また、市民の広場の一つに位置付けられている連雀中央公園について、拡張用地の取得、整備を行います。さらに、回遊ルートサインを計画的に整備するために、緑と水の回遊ルートサイン整備計画(仮称)を策定し、計画に基づき案内板を設置するとともに、緑と水のスポット等を紹介する携帯電話用のサイトを作成します。

(目標指標:大沢の里公園の用地取得500m²、連雀中央公園の用地取得185.04m²、案内板の設置6基)

達成状況

大沢の里公園の野川左岸部分の583.74m²について用地取得を行うとともに、大沢緑地について、整備に向けた現況調査、整備計画の検討を行いました。

また、連雀中央公園については、拡張部分185.04m²の用地取得及び整備を実施し、公園全面の整備が完了しました。芝生の養生後、平成20年6月に開放します。

サイン整備については、11月に「緑と水の回遊ルートサイン整備計画」を策定し、計画に基づき三鷹駅前や市民センター等に6基の案内板を設置するとともに、緑と水のスポット等を紹介する携帯電話用のサイトを作成しました。携帯電話用のサイトについては、平成20年度早期の本格稼働に向けて取り組んでいます。

9 地区計画等によるまちづくりの推進 (都市計画課) <「施政方針」掲載事業>

住民自らがまちづくりに取り組んでいる各まちづくり協議会については、各地域の課題解決のため、地域特性の把握・分析を行うとともに、課題に適した地区計画制度等のまちづくりの手法を調査・研究し、適切なスケジュール管理のもと、当該地区に地区計画制度等のまちづくり提案・取り組みができるよう支援していきます。

三鷹台団地の一団地の住宅施設から地区計画への移行については、良好な住環境の保全・形成など地域特性を活かしたものとなるよう誘導していきます。

また、これと並行して、地区計画制度等のまちづくりが効果的に推進されるよう広報・啓発活動を積極的に行っていきます。

(目標指標:三鷹台団地周辺地区地区計画(仮称)の策定)

達成状況

住民によるまちづくり活動の支援については、平成19年9月に新に新川宿まちづくり協議会が設立されたことを受け、(株)まちづくり三鷹と協力をしながら、4地区に関して活動の支援を行ってきました。

また、三鷹台団地の一団地の住宅施設から地区計画への移行については、提供公園等のあり方や土地利用転換の方向性についての調整協議に時間を要したことから、都市計画手続きに入ることはできませんでした。

今後も引き続き、UR都市機構と協議を進め、

良好な住環境の保全・創出を図れるよう、地区計画への移行を進めていきます。

10 都市計画道路3・4・13号線(牟礼地区)の整備の促進(都市計画課)

<「施政方針」掲載事業>

都市計画道路3・4・13号線(牟礼2期)を市の東部地域の南北方向における基幹道路として整備を進め、周辺道路の渋滞緩和や利便性の向上のほか、生活道路への車両の流入の抑制等を図るため、引き続き用地買収に取り組みます。

(目標指標:用地買収770㎡を目指します。)

達成状況

都市計画道路3・4・13号線(牟礼2期)整備につきましては、引き続き用地買収に取り組みました。近年、国庫補助金の全般的な削減傾向があるなかで、財源の確保が大きな課題となっておりますが、補助金の確保が図れたことや関係地権者の協力が得られたことで、計画を上回る812㎡の用地買収を行うことができました。

11 三鷹台駅周辺地区整備基本計画の検討(都市計画課)

<「施政方針」掲載事業>

まちづくり条例の規定に基づくまちづくり推進地区の指定を図っていきます。また、三鷹台駅周辺地区整備基本計画の策定に向けた地域住民及び地権者の意向を把握するために調査を行うとともに、引き続き地域のまちづくり活動については、(株)まちづくり三鷹とともに、支援を行っていきます。

(目標指標:まちづくり推進地区の指定)

達成状況

三鷹台駅前周辺地区については、平成19年3月に地域住民からの申出を受け、8月に三鷹市

まちづくり条例の規定に基づく「まちづくり推進地区」の指定を行いました。

また、当該地区のまちづくりに係る都市計画道路の変更の検討や、「まちづくり整備方針」及び「三鷹台駅周辺地区整備基本計画」の策定に向け、市道第 135 号線の交通量や三鷹台駅の利用状況等の調査を実施するとともに、東京都と協議を行いました。

地域のまちづくり活動については、(株)まちづくり三鷹とともに、引き続き支援を行っていきます。

12 三鷹駅南口地区市街地再開発事業への支援(三鷹駅南口駅前西側地区・西側中央地区協同ビル化の支援) (まちづくり建築課)

<「施政方針」掲載事業>

中心市街地の活性化や建物の不燃化を図り、三鷹駅周辺の土地を高度利用するため協同ビル化を推進します。今年度は、平成 18 年度に引き続き三鷹駅南口西側地区協同ビルの建設を支援していきます。また、三鷹駅南口西側中央地区(みずほ信託銀行周辺地区)では、現在協同ビル化に向けた勉強会が地元を中心に行われており、市もオブザーバーとして参加するとともに、支援方法について検討していきます。

(目標指標: 西側地区協同ビル完成)

達成状況

三鷹駅南口西側地区協同ビルは、正式名称「エルベ三鷹」として竣工し、平成 19 年 11 月にオープンを迎えました。同時に西側デッキや駐輪場等についても供用を開始しました。

西側中央地区協同ビルは、法定再開発事業ではなく、民間の建替え事業の方向で事業推進に向けた勉強会等が開催されており、事業協力者である住宅デベロッパーも確定しました。

水道部の 「運営方針と目標」の達成状況

業 務 課

工 務 課

水道部長 前田 真紀子

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●水はわれわれの日々の生活にとって欠くことのできないものです。三鷹市の水道事業も平成14年度の都営水道への統合(一元化)から6年目を迎え、東京都水道局との連携をより一層図りながら、いかなるときでも安全で良質な水を安定して供給できるよう努めます。

各課の役割

水道部は、業務課、工務課の2課で構成されています。

業務課では、受託水道事業に係る財務事務等に関する東京都水道局との連絡調整や水道の使用・中止の受付と料金の収納に関する事務などを担当しています。

工務課では、原水から水道水をつくり、市内に供給するための原浄水施設の維持管理や配水管網の整備等を担当しています。

2 部の経営資源(平成19年4月1日現在)

職員数

■職員数

水道部職員 35 人

■職員比率(正規職員)

水道部 35 人 / 市職員 1,049 人

→ 職員比率 約 3.3%

予算規模

■予算規模

平成19年度水道部予算額

受託水道事業特別会計

2,459,917,000 円

その他人件費等の総務部配当予算額を加えた特別会計予算額

受託水道事業特別会計

2,813,814,000 円

実施方針

●安全で良質な水の安定供給

水道水の安定供給に向けて災害に強い導・配水管網の整備を図るため、平成 17 年度から実施している石綿セメント製導水管の布設替えや経年管（配水管）の解消を引き続き推進します。

また、良質な原水を安定的に確保するため、掘り替えによる統廃合を含めた深井戸の適正な維持管理に取り組むとともに、東京都水道局がすすめる蛇口回帰に向けた「安全でおいしい水プロジェクト※」を一層効果的に推進していきます。

東京都水道局が東京の水道水を「東京水」と名付けて推進するプロジェクト。国が定める水質基準のほかに独自の基準を設定したきめ細かな水質管理や浄水場への高度浄水処理の導入促進、古い水道管の取替えや貯水槽水道対策、残留塩素低減化の取り組みなどにより安全でおいしい水の供給を目指しています。平成 19 年度からの 3 年計画「東京水道経営プラン 2007」では、蛇口回帰に向けた取り組みとして、その一層の推進を掲げています。

●漏水防止対策の推進

貴重な水資源を有効に活用し、より効率的な給水を行うために、漏水防止対策をさらに推進します。宅地内漏水の原因となる水抜型丙止水栓の取替工事（平成 15 年度から実施）に引き続き取り組むとともに、平成 16 年度から順次設置している区画量水器を用いた夜間における最小流量測定などによる漏水調査を行います。

●東京都水道局との連携

水道事業は事務委託方式で行われているため、事務事業の実施にあたっては、東京都水道局との連絡調整が重要となります。特に市の基本計画に掲げている主要事業等の実施にあたっては、事業の必然性などを明確にし、予算の確保に努めます。

また、渇水時などにおける安定給水の確保についても、東京都水道局との連携を密にし、都営水道事業の広域性を生かして対応します。

なお、事務委託方式については、協議を経て東京都水道局が平成 18 年 3 月に確定した「水道業務移行計画」に基づき、平成 23 年度末までに解消することとしています。

個別事業とその目標

（個別事業の掲載は、重点課題順となっています。）

1 導水管の取り替えによる耐震性の向上（工務課）「施政方針」掲載事業

震災時などにも水源から安定して原水を確保できるよう、耐震強度が劣る石綿セメント製導水管を平成 19 年度末までに、より強度の高いダクタイル鋳鉄管へ布設替えします。

（目標指標：5,510mを布設替えし、残存率を0%にします。）

達成状況

導水管の布設替えについては、効率的なルートの見直しを行ったことにより、当初予定の 5,510m に対し、実施延長は 5,323m と 187m の減となりましたが、使用されている石綿セメント製導水管の残存率は0%となり、目的を達成することができました。

2 経年管(配水管)の取り替えによる耐震性の向上(工務課)

「施政方針」掲載事業

震災時などにも安定した水の供給が行えるように、主に昭和 47 年度以前に布設された耐震強度の劣る普通鋳鉄製配水管を平成 23 年度末までに、より強度の高いダクタイル鋳鉄管に布設替えします。

(目標指標: 2,410mを布設替えし、残存率を 6.0%にします。)

達成状況

経年管の布設替えについては、都道の道路工事の中止等により施工箇所の変更が生じましたが、路線を振替ることにより目標の 2,410m に対して 2,798m の布設替えを実施しました。

残存率については、当初 6.0%を目標にしていますが、東京都水道局施工分の一部が工事期間の延長となり平成 20 年度への繰越となったことから、残存率が 6.1%となりました。

経年管の多くは、都道や市道の主要幹線に布設されているため、今後とも道路管理者や関係機関と早期に調整し、平成 23 年度までに布設替えの完了を目指します。

3 水源井の掘り替えによる揚水量の確保(工務課) 「施政方針」掲載事業

老朽化が進み維持管理が難しくなっている市内 39 か所の深井戸について、将来にわたって安定的な揚水を確保するため、新たに井戸を掘り替え、能力の低下した井戸を廃止して、水源の統廃合を図っていきます。平成 18 年度に引き続き掘削後 34 年～42 年が経過した水源井3本を掘り替えます。

(目標指標: 水源井3か所で掘り替えを行い、現在1時間当たり 30 m³～40 m³の揚水量を最大 80

m³の揚水可能な水源井とします。)

達成状況

当初計画に基づき水源3か所で深さ 200m のさく井工事を行い、旧井戸に比べ自然水位・揚水水位が回復し、80 m³/時間の予定揚水量の確保が可能であることを確認しました。今後1年間の経過を見ながら統廃合を実施します。

4 配水管の新設による配水管網の整備(工務課)

より効率的な配水管網を整備するため、導水管取替工事や経年管(配水管)取替工事にあわせて、隣接する公道や私道の配水管未布設箇所へ新設を行い、配水管網のループ化を進めるとともに、都市計画道路事業の進捗に合わせた新設を進めます。

(目標指標: 4,880mを布設します。)

達成状況

配水管網の整備は、導水管及び配水管の布設替えや道路工事に合わせ、付随している路線を行っていますが、配水管布設替え箇所の変更などにより施工路線を変更したことで、当初予定 4,880m に対し 4,997m と 117m の増となりました。

今後とも、未布設路線についても積極的に取り組み、効率的な管網整備を行っていきます。

5 大口径給水管の取り替えによる耐震性の向上(工務課)

「施政方針」掲載事業

これまで取り組んできた配水管の耐震化に、新たに口径 75mm 以上の大口径給水管を加え、管路全体の耐震性を向上させます。平成 23 年度末までに、耐震強度の劣る普通鋳鉄製の口径給水管などをダクタイル鋳鉄管に布設替えます。

(目標指標: 10 か所を布設替えます。)

達成状況

平成 19 年4月、東京都水道局からの通知により、当該事業の対象となる大口径給水管の範囲が変更になりました。このことを受け、当初予定の 10 か所を見直し、7か所を予定しましたが、他工事との調整により工事内容が変更となった箇所があり、予定工事費用が大幅に上回ったことで6か所の施工となりました。未施工となった1か所につきましては、次年度に行う予定です。現在、東京都水道局と対象範囲の拡大について協議を進めていますが、この結果も踏まえ、本事業は、平成 23 年度の完了を目指し実施していきます。

教育委員会事務局教育部の 「運営方針と目標」の達成状況

教育部長 岩下 政樹 教育部生涯学習担当部長 山本 博章

総務課	スポーツ振興課
施設課	総合スポーツセンター 建設準備室
学務課	
指導室	社会教育会館
生涯学習課	図書館

1 部の使命・目標に関する認識

部の使命・目標

●いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちづくり、創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちづくりを基本目標として、学校教育では、「豊かな心を持ち、心身ともに健康で、たくましく生きる『人間力』と『社会力』のある児童・生徒の育成」を指導目標とし、生涯学習では、「いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも」学ぶことができる生涯学習社会の構築を推進目標としています。

各課の役割

教育委員会事務局教育部は、総務課、施設課、学務課、指導室、生涯学習課、スポーツ振興課などで構成され、それぞれ、□教育委員会会議、委員会内人事・予算等の総合調整、川上郷自然の村管理運営、□教育施設の営繕・維持管理、□通学区域、学級編制、学校給食・保健運営、教育相談、就学相談、□学校の教育指導の援助、教職員人事、教科書採択、□文化財保護、遺跡調査会、学童保育、青少年団体の育成等、□生涯スポーツの普及・振興、スポーツ施設の管理・整備、□社会教育会館・児童館・子どもひろばの運営、□図書館での資料収集・貸出・読書活動推進などの役割を担っています。

2 部の経営資源(平成19年4月1日現在)

職員数

■職員数

教育委員会事務局職員 227人、
他団体からの派遣職員 2人
→ 計 229人

■職員比率(正規職員)

教育委員会事務局 227人 / 市職員 1,049人
→ 職員比率 約 21.6%

予算規模

■予算規模

平成19年度教育委員会事務局予算額
一般会計 5,330,137,000円
そのうち人件費を除く事業費の予算額
一般会計 4,878,296,000円

3 部の実施方針及び個別事業の目標等

実施方針

●児童・生徒の育成

「三鷹市教育ビジョン」及び「三鷹市教育支援プラン(三鷹市特別支援教育推進計画)」に基づき、どの市立小・中学校においても、子どもたちが安心して質の高い教育を受けられるようにします。

また、子どもの成長段階に応じて、かかわる教育機関間の連携教育を推進し、教育機関と福祉、保健、医療等の専門諸機関との密接な連携を進めます。あわせて、家庭や地域社会との連携により、子どもの成長を支援する連携教育を充実させ、乳幼児期から15歳の義務教育の修了まで、安心して子どもを育てられる環境をつくります。

●コミュニティ・スクールの推進

市民にとっての魅力ある市立学校となるために、学校が保護者、地域住民と協議しながら、自律的、主体的に学校運営を進めていきます。コミュニティ・スクール制度の導入にあわせて、学校での教育活動や教育効果等の必要な情報が学校内はもとより、学校と保護者や地域住民の間で共有される体制をつくります。

●教員の養成及び資質向上

「三鷹ネットワーク大学」との連携により、三鷹市の教育に共鳴し、高い志と実践的指導力をもった教員を大学在学段階から養成する「みたか教師力養成講座」(インターンシップ制度)を推進・充実するとともに、学校管理職のリーダーシップの育成や各教員の専門性等の向上を図るため「みたか教師力錬成講座」を充実し、教員のキャリア形成の支援を図っていきます。

魅力ある学校環境づくり

魅力ある学校づくりのための環境整備を進め、教育支援学級の新設など教育支援の充実を図

るとともに、幼・保・小の連携、学校の安全対策の拡充、通学上の安全や負担に配慮し保護者の意向を十分尊重した通学区域制度の弾力的運用などを引き続き推進します。

●快適で安全な学習環境の整備

学校公園構想モデル校として、市民検討会議等により策定した基本計画に基づいた、第一小学校スーパーリニューアル事業を平成16年度から18年度に引き続いて実施します。また、学校施設の安全性を向上させ、地域防災拠点とするため、耐震補強工事を推進するとともに、第二中学校の老朽化した体育館の建替え事業に取り組みます。

●生涯学習施策の充実

「地域子どもクラブ」による全小学校を拠点とした子どもの居場所、遊び場づくり、学童保育所の通所・退所時の安全性の向上や待機児童の解消などの児童青少年施策に取り組むとともに、地域文化財の保存・活用を図るための「エコミュージアムモデル事業」を実施します。生涯学習社会の実現を目指して、「みたか生涯学習プラン2010」の推進を図ります。

●市民スポーツ活動の推進

市民の健康・体力の増進を図り、「スポーツを生涯の友に」を目標に、豊かなスポーツライフを推進するために、地域スポーツ活動の振興と組織づくり、総合型地域スポーツクラブの拡充、指導者の養成と充実、施設の円滑な運営と整備充実、スポーツ情報予約管理システムの運用、総合スポーツセンター(仮称)建設の民間活力導入検討などに努めます。

●市民生活に密着した図書館づくり

図書館資料の充実を図るとともに、平成19年11月に図書館コンピュータ・システムの再構築を

行い、図書検索サービスの高速化など利便性の向上を図ります。三鷹駅前図書館において、起業家などビジネス支援を中心とした事業を展開して、特色ある図書館づくりを目指します。また、

新川・中原地域に五つめの分館となる南部図書館(仮称)の建設に向けた調査・研究を行います。

個別事業とその目標

(個別事業の掲載は、重点課題順となっています。)

1 小・中一貫教育校の推進(指導室)

「施政方針」掲載事業

義務教育9年間の一貫カリキュラムのもと、基礎・基本の確実な定着と個性・能力の伸長及び児童・生徒の健全育成を充実させ、人間力と社会力を育む教育の実現を目指します。また、保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画する「コミュニティ・スクール」を取り入れた学校づくりを進めます。

三鷹市立小・中一貫教育校「にしみたか学園」の開園2年目に当たり、学校運営、カリキュラム、コミュニティ・スクールについての実践や検証を引き続き行います。また、他の中学校区においても、小・中一貫教育校開設に向けての取り組みをさらに推進していきます。

(目標指標:「にしみたか学園」での小・中一貫教育校の実践を検証するとともに、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を取り入れた学校づくりを構築します。)

達成状況

小・中一貫教育校の全市展開に向けて準備を進め、予定通り「連雀学園」「東三鷹学園」「おおさわ学園」が平成20年4月に開園しました。また、コミュニティ・スクールを取り入れた学校運営協議会も平成19年度に16校設置しました。平成20年度中には市内22校全ての小・中学校に設置される予定です。小学校と中学校が強固に連携し、義務教育9年間をトータルで捉えた小・中一貫教育校が開設さ

れたことにより、小学校と中学校との学習指導上、生活指導上の差が解消され、連携強化が図られました。

また、既存の学校を活用して小・中一貫教育校を開園することにより、地域の核である各校の伝統を生かした、地域ぐるみで子どもたちを支えるコミュニティ・スクールとしての取り組みが推進されています。

この小・中一貫教育校について、「三鷹市立小・中一貫教育校の開設に関する実施方策(平成17年12月)」の有効性、及び他の中学校区への展開においての汎用性や、教職員、児童・生徒、保護者等の意識等の変容等を探り、小・中一貫教育校の充実に資するため、平成18年度から3年間「三鷹市立小・中一貫教育検証委員会」を設置し、検証を進めています。

2 学校の耐震補強工事(施設課)

「施政方針」掲載事業

安全な学校環境の整備を推進し、地域の防災の拠点化を図るため、南浦小学校の耐震補強工事を実施し、また、第二中学校の老朽化した体育館の建替工事を実施します。さらに、学校施設の安全性を向上させるため、第七小・大沢台小・東台小学校の耐震補強工事に向けた実施設計を行うとともに、羽沢小学校の耐震補強計画業務に取り組みます。

(目標指標:平成19年度に全小・中学校耐震化率を70%にします。)

達成状況

南浦小学校の耐震補強工事(第一期工事)及び第二中学校体育館建替工事を実施しました。また、第七小・大沢台小学校二校の耐震補強工事实施設計を行い、羽沢小学校の耐震補強計画を策定しました。なお、耐震補強工事を予定していた東台小学校については、工事が大規模化、長期化を余儀なくされることが判明したことから、児童の安全確保と学校生活への影響を最小限にするために、平成23年度竣工を目指して校舎の建替えに取り組むこととし、仮設校舎の整備及び新校舎の設計業務に着手しました。

(達成状況:平成19年度までの全小・中学校耐震化率68.5%)

3 第一小学校スーパーリニューアル事業 (施設課)「施政方針」掲載事業

学校を地域の拠点として多目的に活用していく「学校公園」化を推進する、スーパーリニューアル3期工事として、老朽化した第一小学校(体育館)の耐震補強工事等を実施します。

(目標指標:第一小学校の耐震化率100%完了を目指します。)

達成状況

第一小学校スーパーリニューアル第三期工事の入札が当初不調となったことから、学校運営への影響に配慮し、工事内容等の見直しを行うなどの対応をして、当初の目標を達成しました。

(達成状況:第一小学校の耐震化率100%完了)

4 教育支援プランの推進(学務課) 「施政方針」掲載事業

平成19年度から本格実施となる特別支援教育の推進については、「三鷹市教育支援プラン(三鷹市特別支援教育推進計画)」に基づき、推進体制の整備、各種研修の実施・充実を図り、

幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズにあった支援を推進します。

教育支援プランの推進に合わせ、各中学校区の教育支援学級について、教育支援プランを推進するセンター校として位置づけ、その機能を十分に発揮していくため、教育支援学級の計画的設置を図ります。平成20年4月に第四中学校に知的障がい学級(固定)を2学級規模で開設するための施設改修を行います。

(目標指標:平成19年度は、「教育支援プラン(三鷹市特別支援教育推進計画)」に基づき、推進体制を整備するとともに、平成20年4月に第四中学校に知的障がい学級2学級を開設するための施設改修を行います。)

達成状況

三鷹市教育支援プラン(三鷹市特別支援教育推進計画)の策定にあたっては、パブリックコメントを実施して市民等の意見聴取に努め、6月に策定しました。同プランを円滑に推進するために、教育支援運営委員会及び同委員会に3部会を設置して、教育支援プランの推進方策の検討、教育支援コーディネーターの活動支援、通常学級への支援方策の検討及び教育支援学級の個別指導計画の共通化等について検討・実施しました。そして、校長、副校長への研修を実施するとともに、教員等に対しても小・中学校全校で24回の教育支援基礎研修会を実施しました。その他、教育支援コーディネーター・主幹等にも9回の研修を実施しました。

また、小学校の家庭教育学級や他機関からの研修への派遣要請に応じ、周知を図りました。

なお、平成20年4月に、計画どおり第四中学校教育支援学級(知的・固定制)2学級を開設したほか、高山小学校教育支援学級(知的・固定制)1学級も開設しました。

5 学童保育所整備と管理運営の充実 (生涯学習課)「施政方針」掲載事業

六小学童保育所(定員60人のところ現在98

人、待機児童3人)と北野小学童保育所(定員60人のところ現在90人)の2か所を整備します。2施設とも、施設が老朽化し、児童1人当たりの面積が少ないことや今後も児童数の増加が見込まれることから建替えを行います。建替えにあたっては、各小学校敷地内に建設し、定員の増による待機児童の解消と児童1人当たりの保育面積を適正なものにしていきます。

(目標指標:六小・北野小学童保育所それぞれ建替えを完了し、定員を現在の60人から80人にします。)

達成状況

六小・北野小学童保育所の待機児の解消、児童1人当たりの適正な保育面積を確保するため、建替えに取り組みましたが、関係者との調整に時間を要したうえ、建設工事の入札も2回に渡り不調となったため、契約も遅れ、工事の着工が遅れました。さらに、北京オリンピックの建設特需等の影響を受け、鉄鋼材の入手が困難になるなど、今年度での工事完了が困難な状況となりました。

以上の理由により、当初の予定を変更し、平成20年5月末日まで工事を延長し、工事完了に向け取り組みました。

6 図書館コンピュータ・システムの再構築 (図書館)「施政方針」掲載事業

平成19年11月稼動を目指し、老朽化した図書館コンピュータ・システムを新たなシステムに更新し、図書検索サービスの高速化など市民の利便性の向上を図ります。

(目標指標:新たな図書館コンピュータ・システムは、図書館ICタグ導入可能なシステムを視野に入れたものとします。)

達成状況

当初計画どおり平成19年11月27日より新しい図書館コンピュータ・システムの運用を開始することができました。新しいシステムでは、繰り返

し印字可能な貸し出しカード(リライトカード)の導入や図書館の利用者用端末の増設、移動図書館の移動体通信の導入、インターネットや携帯電話による在庫予約の開始等の新機能が追加され、利用者の利便性の向上が図られました。予約が従来の3倍以上になるなどの具体的な効果がありました。

7 大沢総合グラウンド整備事業(スポーツ振興課)「施政方針」掲載事業

昭和51年に暫定スポーツ施設として開場した大沢総合グラウンドについて、東京都の公園整備計画にあわせて、三鷹市・調布市・東京都の三者で本格的な整備をするため、実施設計を行います。

(目標指標:平成19年度中に実施設計を完了します。)

達成状況

東京都の公園整備スケジュールにあわせて、三鷹市の施設整備基本設計とテニスコートの実施設計を完了しました。

なお、野球場、ソフトボール場等の実施設計については、平成20年に東京都との調整を図りながら取り組むことにしました。

8 みたか教師力錬成講座等の実施 (指導室)「施政方針」掲載事業

小・中一貫教育校を全市展開するにあたっては、三鷹市の教育の取り組みに共鳴し、三鷹独自の「新しい義務教育学校(小・中一貫教育校)」の意義を理解した、意欲のある教員等を養成し、確保することが喫緊の課題です。そこで、三鷹ネットワーク大学推進機構と連携して、「教育・子育て研究所」コースとして、教員のインターンシップ制度や教員の専門性を高める研修制度を構築するとともに、ここ数年間に大量に退職を迎える団塊の世代をはじめとする市民の学校教育への参加・支援推進を目的とした講座を開設

します。

(目標指標:三鷹ネットワーク大学推進機構と連携して、教員のインターンシップ制度等を構築します。)

達成状況

みたか教師力養成講座の実践コースでは、平成19年度の東京都教員採用選考に、小学校は、採用選考受験者の71%、中学校は、採用選考受験者の54%の受講生が二次選考合格をするという好成績を収めることができました。また、二次合格者のうちの3分の1を三鷹市の教員として採用することができ、三鷹市の求める教員のインターンシップの機能を果たすことができました。

みたか教師力錬成講座の特別支援教育コースでは、長期間に渡って実施しましたが、受講生の出席率が高く、講座内容の満足度も高いことが受講者に対するアンケート結果からわかりました。これにより、特別支援教育(教育支援)の専門性を高める教員育成を図ることができました。

9 学校給食の充実と効率的運営

(学務課)「施政方針」掲載事業

学校給食の充実と効率的運営を図るため、平成19年度から調理業務の民間委託を小・中学校4校で実施します。

民間委託業務の履行状況を検証するため、教育委員会事務局内に「学校給食調理業務委託検証委員会(仮称)」を設置するとともに、委託実施校ごとに「学校給食運営協議会(仮称)」を設置し、委託実施後の課題、改善策等の協議や保護者の意見を反映し、学校給食の円滑な運営を推進します。また、検証結果を踏まえ、今後、さらに調理業務の民間委託の推進を図ります。

(目標指標:学校給食の充実と効率的運営を図るため、学校給食調理業務の民間委託を4校で実施・検証し、学校給食の円滑な運営を推進します。また、検証結果を踏まえ、今後さらなる民間委託の推進を図ります。)

達成状況

平成19年4月から南浦小学校、東台小学校、第一中学校、第五中学校の計4校で学校給食調理業務の民間委託を開始しました。7月には委託対象校ごとに「学校給食運営協議会」を設置し、学期ごとに協議会を開催し、委託による効果や課題、改善方法について協議・検討を行いました。各委託実施校とも、全体的にはほぼ順調な運営が行われており、給食内容についても児童・教職員・保護者ともに概ね好評でした。

また、10月には「学校給食調理業務委託検証委員会」を設置し、上半期の委託業務の履行状況について検証を行ったところ、三鷹市が定めた仕様どおり適正に業務が実施されており、安全・衛生管理、学校給食の内容や質に関わる評価は概ね良好でした。

今後、さらに同委員会において一年間委託を行った実績の検証を行ったうえで、給食調理業務の委託の拡大を検討します。

10 南部図書館(仮称)建設に向けた調査・研究(図書館)「施政方針」掲載事業

市内の教育・研究機関を対象に実施した「知的資源等の地域開放に関する調査」の結果等も踏まえ、第3次基本計画の第2次改定とも連動を図りながら、南部図書館(仮称)の整備について調査・研究を行います。

(目標指標:庁内検討会議と助言者会議を開催します。)

達成状況

平成19年度は、「知的資源等の地域開放に関する調査の結果」を踏まえ、図書館内における調査・研究を行うとともに、財団法人アジア・アフリカ文化財団と「三鷹市立南部図書館(仮称)の整備に向けた検討に関する覚書」を締結しました。平成20年度は、アジア・アフリカ文化財団との協働により、特色ある図書館として計画期間内の整備に向けた基本プランの作成に取り組みます。

11 総合スポーツセンター(仮称)建設の 取り組み

(総合スポーツセンター建設準備室)

スポーツを中心とした総合的な健康づくり推進の拠点となる総合スポーツセンター(仮称)については、三鷹市におけるファシリティ・マネジメントの推進の方針の検討や、第3次基本計画の第2次改定とも連動を図りながら、その整備手法や建設仕様などの調査研究を継続して進めます。

(目標指標:整備手法や建設仕様などについて引き続き調査研究を進めます。)

達成状況

整備手法や建設仕様などについて、ファシリティ・マネジメントの推進方針などに基づき、引き続き調査等を進めました。